

7 「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

主な取り組みとして、保育所等への保健師・栄養士・障害児保育指導員等による助言・指導の実施や、予防接種法に基づく予防接種の周知・啓発、妊婦全員との面談の実施、乳幼児への食育推進、乳幼児相談、発達相談、小中一貫教育の推進などさまざまな取り組みを継続して進めてきました。また、父子手帳の交付や、産後ケア事業による育児不安の解消など、新たな取り組みも行っており、平成30年4月には子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進める体制づくりにも取り組んできました。さらに、食育の観点から児童の栄養面に配慮した適塩の取り組みを進めるなど子どもの健やかな成長・発達への支援に努めてきました。

子どもの健やかな成長・発達への支援をさらに進めるため、子育て講座、子育て相談窓口等のさらなる周知をはじめ、ハイリスク妊婦への対応について児童虐待の未然防止の観点からも、医療機関との連携強化に努めています。また、子どもを取り巻くインターネット環境の複雑化に伴い、SNS等によるいじめ対策についても検討を進める必要があります。さらに、子どもの安全安心を確保する観点から、通学路における防犯を含めた安全対策にも取り組む必要があります。

引き続き施策を実施するにあたっては、「児童の権利に関する条約」や「人権三法」の趣旨をふまえて対応していくとともに、関係機関との連携については、個人情報保護にも十分配慮しつつ、そのあり方を引き続き検討していく必要があります。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

主な取り組みとして、有料広告事業を活用した「宇治子育て情報誌」や「LINE」などを活用した子育て情報の発信、子育て支援拠点での子育て相談や、市役所1階市民交流ロビーで開設している「来庁者子育て支援コーナー」における子どもの一時預かり、各種事業紹介や子育て相談の実施、市役所トイレにおむつ交換台や乳幼児エリアの設置による設備の充実、さらに市独自の制度として乳幼児医療の拡大などによる経済的負担の軽減など安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組んできました。

就学前児童の保護者のニーズ調査において、「子育ての環境や支援への満足度」は、5段階評価で満足度の高い5または4と回答した割合が、平成25年調査の17.5%から平成30年調査の30%、また、小学生の保護者についても、平成25年調査の17.4%から平成30年調査の22.6%と、いずれも増加しており、この間の取り組みの成果が満足度の向上に寄与していると考えられます。

今後も引き続き、妊娠、出産、産後、子育ての不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう体制整備の充実を行い、支援が必要な家庭に対し、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と本市が連携した切れ目のない支援を行うことが必要です。また、子育て施策に関する更なる情報提供の充実を図るとともに、ダブルケアなど新たな課題に対応した相談体制の確立が求められています。

基本目標3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

主な取り組みとして、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図ることができ、子育てに関する相談や情報提供などを行う地域子育て支援拠点を市内全10中学校区に整備が完了し、利用者数は平成30年度に延べ5万人を突破しました。

さらに、認定こども園等での園庭開放の実施、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動による子育て支援、生涯学習施設における子ども向けのイベントの開催、乳幼児の時期から絵本に親しむための図書館でのおはなし会の充実など、地域で子育て支援ができるさまざまな取り組みを進めてきました。

一方で、ニーズ調査では、近所や地域との付き合いの状況は、「親しい」「付き合いがあり、やや親しい」の割合が平成25年調査に比べ減少し、「少々付き合いがある」「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が、平成25年調査に比べ増加しており、地域のつながりの希薄化が進んでいることがうかがえます。

また、ニーズ調査において、0、1歳で「地域子育て支援拠点事業」の利用が多いことからも、乳児期からの子どもが身近な地域で安全・安心な環境で育つために、地域子育て支援拠点の充実をはじめ、地域での交流、地域の見守りなど地域資源を活かした子育て環境の充実を図るとともに、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化していくことや、子育てを通じたコミュニティ形成への支援などが必要となっています。一方で、子育てサークルの数は減少傾向にあるものの、備品等の貸出、保育士・保健師の派遣など、サークルへの支援に引き続き取り組む必要があります。

また、地域の子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業においては、特に「援助会員（子育て等のお手伝いをしたい人）」の新規登録数が伸び悩んでおり、「依頼会員（子育て等の手助けをしてほしい人）」の希望に沿った利用ができるよう、会員確保を図るなど、今後も引き続き地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

基本目標 4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

主な取り組みとして、保育所・認定こども園等の定員増加、育成学級の定員増加及び利用対象の小学校6年生への拡大、乳幼児健康支援一時預かり事業の実施場所の1か所新規開設及び利用対象の小学校6年生への拡大など、共働き家庭の子育て支援を行ってきました。さらに、保育所における病児保育（体調不良児対応型）の実施園の増加や、市立幼稚園での預かり保育の試行実施、放課後子ども教室の実施、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動など、保護者が仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組んできました。

ニーズ調査では、子育てを主に行っている人は、「父母ともに」の割合が約50%で、平成25年度の調査結果よりも増加しており、子育てを行う父親の割合は増加傾向にあると言えます。しかし、育児休業を取得した割合は、母親が約40%となっているものの、父親は約5%となっており、育児・介護休業法の改正等、法律の整備は進んでいる一方で、父親の育児休業の取得が依然として難しい状況も見受けられます。また、小学生になった際に放課後児童クラブ（育成学級）の利用を希望する割合は40%を超えています。

近年の女性の就労率の上昇による学童保育のニーズや令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による今後の保育ニーズへの影響を引き続き注視するとともに、保育の受け皿と保育人材の確保とともに教育・保育のさらなる質の向上に取り組んでいきます。また、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することも求められています。

基本目標5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

主な取り組みとして、宇治市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・調整会議・連携会議等による児童虐待に関する情報共有のほか、18歳未満の児童がいる家庭を対象とした専門相談員によるこども家庭相談、地域子育て支援拠点や来庁者子育て支援コーナーでの相談対応、それぞれの相談窓口と関係機関との連携、妊娠期からの相談体制の充実によるハイリスク妊婦の把握、ひとり親家庭に対する相談対応や各種制度の実施、障害のある児童に対する各種給付事業の実施など、配慮をする児童のいる家庭への支援に取り組んできました。また、児童扶養手当の多子加算額の倍増、全部支給の所得制限の引き上げなど、ひとり親家庭への経済的支援の拡充に加え、府と連携した里親制度の普及・啓発活動の充実や、民間事業者による放課後デイサービス事業を拡大しました。さらに、平成29年度より、こども家庭相談と児童相談所による児童虐待案件の共有化に取り組むとともに、こども家庭相談を市役所本庁へ移転し、関係機関との連携強化や人員体制の強化を行うなど、配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取り組みを進めてきました。

配慮を必要とする家庭に対して、相談対応の充実や児童虐待防止の取り組みをさらに進めるため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を一層強化し、要保護児童対策地域協議会における活動の充実や児童虐待防止の広報・啓発に今後も努め、子どもの虐待相談への対応を引き続き強化する体制を構築する必要があります。

また、発達に課題のある子どもへの支援として、各種健診や相談等を通じて、障害の早期発見・早期支援の充実に取り組んでいくとともに、ひとり親家庭に対し、自立に向けた支援を強化していく必要があります。



第

3

章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点

宇治市では、「子ども」本人の利益を最優先に支援しながら、子育てを担う父母等の「家庭」への支援について、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を今後も継続していきます。本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとにこれまでの成果と課題をふまえて第2期の事業計画を展開していきます。

(1) 「子どもの視点」に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。「子どもの視点」に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育が良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 「家庭の視点」に立った支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅で子育てる家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、「家庭の視点」に立ち、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びなどの支援を行います。

(3) 「地域社会の視点」に立った支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

「地域社会の視点」に立ち、地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

2 基本理念

本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」（前計画）を引き継ぎ、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの中の宇治市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

あす
次代を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治

3 基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していく環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

■施策の方向性

- (1) 子どもの人権を大切にする取組の充実
- (2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり
- (3) 健やかならだとこころの育ちへの支援
- (4) ともに育ち合う家庭づくり

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、妊娠期からの子どもの発育・発達への切れ目のない支援に取り組むとともに、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

また、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

■施策の方向性

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- (2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援
- (3) 安心して外出できるまちづくりの推進
- (4) 子育ての経済的負担への支援の充実
- (5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

基本目標3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者、地域住民が参加して、子育てや交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

■施策の方向性

- (1) 家庭と子どもたちを応援する地域づくり
- (2) 地域とともに子育てを支援する環境づくり
- (3) 子どもたちのふれあいの機会づくり
- (4) まちじゅうが学びと遊びの機会づくり
- (5) 親同士が交流できる機会づくり

基本目標4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや働き方の見直し、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

■施策の方向性

- (1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

基本目標5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

障害のある児童やひとり親家庭の児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。また、児童虐待防止の取り組みをさらに進めるとともに、相談対応の充実を図ります。

■施策の方向性

- (1) 児童虐待への対応の充実
- (2) ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 障害のある児童等への施策の充実

4 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、5つの基本目標で構成されています。

【基本理念】

あす
次代を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治

基本目標1

子どもの健やかな成長・発達への支援の充実 · · · · · P. 82

(1) 子どもの人権を大切にする取組の充実

- ① 子どものための相談・支援体制の充実
- ② 子どもの人権に関する普及と啓発

(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり

- ① 就学前教育・保育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 教育・保育の施設整備
- ④ 青少年の健全育成の推進

(3) 健やかなからだとこころの育ちへの支援

- ① 学童期・思春期における保健対策の充実
- ② 有害環境対策
- ③ 子育て期の親への支援

(4) ともに育ち合う家庭づくり

- ① 次代を担う子どもへの啓発活動の推進
- ② 家庭の子育て・教育力の強化
- ③ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応

基本目標2

安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進 · P. 89

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の推進

- ① 妊産婦等への支援
- ② 乳幼児健診及びフォローオン体制の推進
- ③ 医療機関等との連携の強化
- ④ 子育て世代包括支援センターの充実

(2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援

- ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実
- ② 身近な相談窓口の充実

(3) 安心して外出できるまちづくりの推進

- ① 交通環境の改善
- ② 交通安全対策の推進
- ③ 公共的空間における設備の充実
- ④ 防犯対策

(4) 子育ての経済的負担への支援の充実

- ① 子育て家庭の負担軽減の促進
- ② 公営住宅等の居住環境の整備

(5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

- ① 公園・緑地等の環境整備
- ② 親子で遊べる場の確保
- ③ 自由に遊べる場の確保

基本目標3

地域で子育て支援ができる環境づくりの推進 ······ P. 98

(1) 家庭と子どもたちを応援する
地域づくり

- ① 子ども・子育てにおける地域への啓発
- ② 民生児童委員活動の充実
- ③ 各種団体活動への支援
- ④ 身近な施設の有効活用

(2) 地域とともに子育てを支援する
環境づくり

- ① ファミリー・サポート・センターの充実
- ② 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進
- ③ 地域ぐるみの次世代育成

(3) 子どもたちのふれあいの機会
づくり

- ① 地域活動における交流の促進
- ② 生涯学習活動における交流の促進

(4) まちじゅうが学びと遊びの機会
づくり

- ① 体験と交流の学習機会の促進
- ② スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進
- ③ 生涯学習や図書館事業等の充実
- ④ 子どものまちづくりへの参加の促進
- ⑤ 学びや遊びの情報提供の充実

(5) 親同士が交流できる機会づくり

- ① 子育てサークルの育成・支援
- ② 親子の交流の場づくりの促進
- ③ 市民活動のネットワーク化の促進
- ④ 地域子育て支援拠点の充実

基本目標4

仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進 ······ P. 107

(1) 仕事と子育ての両立のための
基盤整備

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 柔軟な保育施設の運営
- ③ 総合的な放課後児童対策

(2) 仕事と生活の調和の実現の
ための働き方の見直し

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みの推進
- ② 子育て家庭への就労支援の促進
- ③ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

基本目標5

配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進 ······ P. 111

(1) 児童虐待への対応の充実

- ① 虐待防止のための体制の強化
- ② 虐待防止のための啓発の強化

(2) ひとり親家庭への支援の充実

- ① ひとり親家庭の相談等の充実
- ② ひとり親家庭への経済的支援の充実

(3) 障害のある児童等への施策の
充実

- ① 障害のある児童等への支援の促進
- ② 障害のある児童等の保育・放課後対策等の推進

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

施策の方向性：（1）子どもの人権を大切にする取組の充実

「児童の権利に関する条約」が定められた後も、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況をふまえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

また、子どもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。

① 子どものための相談・支援体制の充実

子どもへの体罰やいじめなど、子どもの人権を侵害するさまざまな要因に対応し、子どもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見・対応に努めます。

具体的施策	内容
身近で多様な相談窓口の充実	子どもが、親や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる窓口として「こども家庭相談」等を充実させ、より相談しやすい手法を検討するとともに、周知啓発を図ります。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応していきます。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門的人材との連携によって資質や専門性の向上に努めます。
被害に遭った子どもの心のケアの推進	天災、犯罪、虐待等の被害にあった子どもに対し、京都府と連携して適切なケアに努めます。
いじめ防止対策の充実	「宇治市いじめ防止基本方針」に基づき、市内の関係機関・団体との連携の強化や、市民への広報啓発活動の推進、いじめの予防や早期発見を図るための児童生徒への「心の教育」や教職員研修、家庭・地域と連携して子どもを守る取り組みやSNS等の正しい利用の啓発など、いじめ防止対策の充実を図ります。

② 子どもの人権に関する普及と啓発

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、まち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権とノーマライゼーション、人権三法の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。

具体的施策	内容
市民啓発の推進	市民が参加する生涯学習の機会や、市政だよりや市のホームページ等の広報を通じて子どもの人権や人権三法の趣旨に対する正しい理解を深めるための啓発を行います。 また、今後さらに親の働き方が多様化していくことも考えられるため、市民のみならず、企業や関係団体への周知・啓発にも努めます。
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わるさまざまな関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努めます。
ノーマライゼーションの普及・啓発の推進	一人ひとりを認め合い、ともに支え合うまちづくりを進めるため、障害のある人などとの相互理解を深め、ともに生きる社会を目指すノーマライゼーションの理念の普及・啓発を行います。

施策の方向性：(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけるための教育・保育の体制の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する問題解決能力、他者とのコミュニケーション能力、物事への論理的な考察力などの育成を重視することが求められます。

乳幼児期からの子どもの発達や学習の連續性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」をはぐくんでいくことが重要です。

そのため、乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが課題となっています。幼稚園・保育所・認定こども園が連携した質の高い就学前教育・保育の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

① 就学前教育・保育の充実

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士の連携強化や資質向上を図りつつ、自主性や豊かな社会性をはぐくむための教育・保育内容を充実していきます。

具体的施策	内容
教育・保育内容の充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を發揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていくよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児（※）等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組みます。
教員・保育士等の連携 や情報交換 【国指定事業】	合同での研修会や交流会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
教員・保育士等の資質 向上 【国指定事業】	教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努めます。
適切な指導監督、評価 等の実施	公立幼稚園における幼児教育について、指導主事による計画訪問等を通じて指導監督を行います。
幼稚園、保育所、認定 こども園と小学校等との 円滑な接続の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。

【国指定事業】・・・国が基本指針で示した事業であり、市町村の計画に記載が義務付けられているものです。
※外国につながる幼児・・・国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのこと。

② 学校教育の充実

子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、教育環境をはじめ、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなど、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、環境面の充実を図ります。

具体的施策	内容
家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくために、あらゆる機会を通して、学校情報を家庭や地域に積極的に発信します。 また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進めます。
小中一貫教育の推進	子どもたち（児童・生徒）の「確かな学力」の充実・向上と豊かな人間性や社会性をはぐくむ小中一貫教育を推進します。
新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進めます。
ひきこもりや不登校への支援	家庭、学校と連携しながら、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなどを通して社会的自立に向けた支援に努めます。

具体的施策	内容
S SW（スクールソーシャルワーカー）による支援	S SW（スクールソーシャルワーカー）等が中心となり、学校が地域に開かれたプラットホームとなるよう地域・関係機関との多様な連携強化に努め、子どもへの支援を充実します。
自己評価等を通じた運営改善	地域特性をいかした特色ある学校運営の推進のため、自己評価や学校関係者評価を実施します。
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進【再掲】	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努めます。

③ 教育・保育の施設整備

子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等について、子どもたちが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進めます。
安全管理のための取り組み	子どもが安心して過ごすことができるよう、通学路の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努めます。
施設の開放と有効活用及び放課後等の居場所づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、適切な安全管理のもとに施設を開放します。また、地域のさまざまな市民等が協力し、放課後子ども教室を含めた休日や放課後等の居場所づくりを進められるように努めます。

④ 青少年の健全育成の推進

現在、スマートフォンやSNSなどの普及により、青少年に有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっています。そのため、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。一方、民間団体との連携も視野に入れながら、生涯学習などの機会をつくり、青少年が人間性や社会性をはぐくむための教育を推進します。

具体的施策	内容
家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発します。
有害環境対策の推進	青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけます。
社会における教育	青少年の人間性や社会性をはぐくむため、異世代間交流や、地域の行事など、さまざまな機会において、教育を行います。
民間団体や地域等との連携	健全な青少年を育成するため、民間団体や地域等と連携して見守り活動等に取り組みます。

施策の方向性：（3）健やかならだとこころの育ちへの支援

思春期になると、安易な性行為に走ったり、喫煙・飲酒をする子どもが増加傾向にあるとみられ、加えて全国的にも子どもの薬物使用が増加しているといわれています。

また、商業施設や自動販売機で売られている有害図書や、街中の看板・チラシ、SNSなど、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しています。

これらの有害環境への対策等を行いながら、子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援していきます。

また、子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもが健やかに成長していくよう支援していきます。

① 学童期・思春期における保健対策の充実

大人になる過渡期にある子どもたちの健やかな成長を支援するため、保健師などと小・中学校の養護教諭の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもたちへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

具体的な施策	内容
就学前対応と小学校の連携	保健師等と小・中学校の養護教諭との日常的な連携体制を確立し、学校保健の充実に努めます。
食育の推進	子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るために、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。
性教育の推進	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を推進します。
喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての啓発及び指導を進めます。また、家庭や地域においても、タバコやアルコールの害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進めていきます。
薬物対策	覚醒剤や薬物乱用の害について、関係団体と協力しながら啓発を行います。また、家庭や地域においても、覚醒剤や薬物乱用の害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進めていきます。

② 有害環境対策

子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

具体的施策	内容
有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書を子どもが立ち読みできない対策を講じるよう協力を要請します。
有害広告等の防止	有害なビラの配布防止や看板の設置防止につながるよう、地域での見守りを支援します。
インターネット、SNS等の閲覧防止対策の啓発	インターネット、SNS等への有害環境対策として、フィルター機能などの防止策の啓発に努めます。

③ 子育て期の親への支援

子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上、親同士の交流を通じた子育てに対する不安等の解消を図ることで、子どもが心身ともに健やかに成長していくことができるよう支援していきます。

具体的施策	内容
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の親に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。
生活習慣改善のための指導	子育て期の親の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。
食育の推進	子育て期の親に対して、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上、適塩などの食生活改善を啓発します。
メンタルケアの充実	子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに親同士の交流を支援し、こころのケアの充実を図ります。

施策の方向性：(4) ともに育ち合う家庭づくり

子どもを生み育てることのすばらしさが、さまざまな情報の氾濫等によって、認識されにくい状況がみられることや、子育てについて十分理解ができない中で、親となるケースが懸念されます。

これから親になっていく人たちが、結婚や子どもを生み育てることに行き過ぎた不安や負担感を抱かず、夢をもてるよう引き続き啓発を進めることができます。また、子育てを行っている親がもてる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かれ合いながら子育てを行うために、家庭の子育て力や教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

① 次代を担う子どもへの啓発活動の推進

今後、子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心をもち、夢を抱けるよう、パンフレットや体験活動などを通じた啓発活動を推進します。

具体的施策	内容
思春期、青年期への子育て・家庭に関する啓発	子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てに関する正しい意識を醸成できるよう、講座を開催するとともに、各種パンフレットを配布するなど啓発活動を行います。
思春期、青年期に子どもにふれあう機会の充実	子どもたちが、赤ちゃんとふれあう経験をすることにより、将来自分が家庭をもって子どもを育てる夢を描き、その構えができるよう、保育体験や赤ちゃんとの交流事業を推進します。

② 家庭の子育て・教育力の強化

子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、子育て講座などの開催や親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発に取り組みます。

具体的施策	内容
家庭教育の啓発	子育ての基本は家庭にあるとの認識を保護者がもち、家庭内での子どもの役割分担やしつけ等がおろそかにならないよう、また、乳幼児期における適切なスマートフォンの使用など、家庭教育の啓発に努めます。
家庭での教育力を高める支援	子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催するとともに、子どもたちが家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう、子どもを通じて家庭に働きかけます。
子育て講座などの開催	子育てについての講座やセミナーなどを開催し、子育ての不安などの解消を図るとともに、家庭においてどのような子育てを目指すのかをイメージしながら、両親、祖父母などが協力して子育てができるように支援します。
親同士の交流活動への参加促進と環境づくり	地域子育て支援拠点や子育てサークル支援の充実により、親同士の交流活動を促進し、交流を通じてともに育ち合える子育て環境づくりを支援します。

③ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応

子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつくられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取り組みを推進します。

具体的施策	内容
DVの根絶	DVの根絶に向けた取り組みを進めます。
相談窓口の充実	DV被害に関する相談について、「女性のための相談」「男性のための相談」等により迅速・的確に対応するとともに、相談から被害者保護等に関わる関係機関の連携を進めます。また、相談窓口について、広報誌やホームページ、リーフレット、公共施設・民間施設への相談カード設置等により周知を図ります。
DVについての市民への啓発	DVの根絶に向けてセミナーや街頭啓発などを行います。
DVについての教育の充実	子どものDVに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

施策の方向性：(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の推進

近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識の低下やライフスタイルの変化、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、家庭内の喫煙習慣、不規則で偏った内容の食生活、乳幼児の就寝時間の乱れなどの結果、生活習慣病が低年齢化するなど、子どもの健康状態に大きな影響を及ぼしています。加えて、環境の変化などによるものと思われるアレルギー疾患の増加や、運動不足などによる子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。

さらに、不妊によるこころの悩み、妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもとふれあう機会が少なくなってきたことなどが原因で、ここにさまざまな問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことで、安心して生み育てられる環境づくりを推進します。

① 妊産婦等への支援

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。

具体的な施策	内容
母子健康手帳、父子手帳の交付・活用	妊婦との最初の出会いである母子健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母とともに子育てをするという意識の醸成と、保健施策の内容・活用の方法の啓発とともに、安心して出産や子育てを迎えるよう、保健師による妊婦全員の面談、支援プランの作成、ネウボラセットの配付を継続して実施します。
パパママ教室の充実	妊娠期の不安を解消し、妊婦同士の交流機会ともなるパパママ教室への参加促進と講座内容の充実をめざします。また、妊婦と配偶者の双方を対象とした妊娠期の保健指導を充実します。
交流機会の拡充	妊婦だけではなく、産後の母親も含めた交流ができ、気軽に相談や情報交換ができる機会を充実します。
父親をはじめとした市民への啓発事業の推進	妊婦の配偶者に対し、妊娠について知り、父親としての自覚を高めるための啓発を進めるとともに、市民へのマタニティマークの普及・啓発に努めます。
個別訪問等による支援	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導事業を充実させ、きめ細かい指導・助言をめざします。また、家事などの支援についても充実を図ります。
ハイリスク妊婦等への支援の充実	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実に努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行います。
ハイリスク妊婦への医療機関との連携による対応	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じているハイリスク妊婦への対応とフォローのため、医療機関との連携を強化します。
妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、パパママ教室や個別相談などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進します。
妊婦及び家庭や地域への喫煙対策	妊産婦と家族に関するタバコの害と禁煙に向けた啓発を行います。 また、地域においても、タバコの害と禁煙についての啓発を図り、妊産婦等を地域で守っていく環境づくりを進めます。
不妊治療等への支援	不妊治療及び不育治療について、医療費助成等によって支援します。
産後の母親等への支援	産後に家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児サポートを行います。

② 乳幼児健診及びフォローワー体制の推進

子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

具体的施策	内容
乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診・幼児視覚健診及び歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図ります。
健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携や発達相談、フォローアップ教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進めます。
予防接種の推進	予防接種事業を啓発し、接種率向上に努めます。また、骨髄移植等の医療行為により抗体を失った人への予防接種の再接種費の助成を行います。
発育・発達を支援する教室の充実	乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、親子のふれあいを豊かにはぐくむため、保護者に対し子育て支援や健康づくりに向けて各種教室の内容充実に努めます。
乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進します。
個別相談の充実	保健師、栄養士、発達相談員、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・子育て等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図ります。
個別訪問の充実 【国指定事業】	新生児、乳児期における訪問をはじめ、乳幼児健診の未受診児や要支援児等、保護者のニーズに応じた個別訪問を充実させます。

③ 医療機関等との連携の強化

医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。

具体的施策	内容
定期的な会議、情報交換などによる連携	医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設けます。
保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや親への保健指導や不妊相談・助成等について保健所との連携を一層強化します。
救急医療体制の充実	医療機関、消防署との協議・調整に努め、救急医療体制の充実を図ります。
夜間診療の充実	医療機関との協議・調整等に努め、夜間診療の充実を働きかけます。
休日診療の運営	休日急病診療所を引き続き運営します。

④ 子育て世代包括支援センターの充実

妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を提供する体制の充実を図り、各機関との連携を一層強化していきます。

具体的施策	内容
子育て支援職員の養成や配置	職員に子育て支援に関する広範な研修を実施し、子育て支援に関する施策について基本的な知識の習得や、市民サービスの向上等を図ります。また、保育所等就学前児童の預け先等に関する保護者のニーズに応じた適切な保育サービスへの結び付けを行います。
関係機関との連携	子育て支援に関わる関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を提供する体制の充実を図ります。

施策の方向性：（2）子育ての相談や適切な情報提供のための支援

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、さまざまな媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実

子育ての孤立化や育児不安の軽減等を図るために、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。

具体的施策	内容
子育て支援サービスの情報提供	市内及び京都府において利用できるさまざまな子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNS等によって総合的に提供します。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するよう努めます。
情報メディア活用のための学習機会の提供	子どもをもつ親が多様な情報メディアを活用した情報収集などを適切に行えるとともに、親子の情報モラルが向上するよう、学習機会の提供に努めます。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を、積極的に広報していくよう努めます。

② 身近な相談窓口の充実

子どものしつけや発育・教育など子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、地域子育て支援拠点をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談、メールを活用した子育て相談などを充実させ、ケースやニーズに合わせて相談に応じることができる多様な相談窓口の設置に努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実【国指定事業】	地域子育て支援拠点で気軽に子育てに関する相談ができるよう、今後も相談窓口や相談機能の充実を図ります。また、子育ての悩みや家庭内の問題等に対応する「こども家庭相談」の充実に努めます。
幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等で、より一層気軽に子育てに関する相談ができるよう努めます。
多様な方法による相談事業の実施	メールを活用するとともに、多様な方法により、子育て相談を充実します。 また、民間事業所などが実施している相談事業に対しても、市民に周知啓発していきます。
利用者支援事業の実施【国指定事業】	子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策や地域の多様な子育て資源を、利用者が円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して、利用者支援事業を実施します。

施策の方向性：（3）安心して外出できるまちづくりの推進

子どもやベビーカーなどで乳幼児を連れた保護者は、エレベーター やエスカレーターのない施設、使用しづらいトイレ、道路上における段差や安全上の課題などの交通・生活環境に不安や負担を感じており、日常生活においてさまざまな面で利用しやすい道路や交通機関などの環境づくりが求められています。

子どもや子どもを連れた保護者、さらにはすべての人にとって安全で使いやすく、安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や交通環境の整備、まちづくりを今後も継続して進めます。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図ります。

① 交通環境の改善

交通環境の改善に向けて、道路の歩道設置や、道路、通路などの拡幅や段差の解消などの「交通バリアフリー」の推進を計画的に進めます。また、妊産婦や乳幼児を連れた人への理解や配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。

具体的施策	内容
道路における歩道設置と安全確保	市道の改良や国や京都府への要望によって、段階的に、段差の解消やガードレールの設置等、安全な歩道の整備を進めます。
人にやさしい道路整備	子どもや高齢者及び障害者に配慮した安全で快適な道路整備を進めます。
「交通バリアフリー」の推進	「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、関係機関と連携を図りながら、鉄道駅や周辺道路などをはじめとした「交通バリアフリー」を進めます。
「心のバリアフリー」の推進	妊産婦や乳幼児を連れた人、ベビーカーの安全な使用や使用者への理解・配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。

② 交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故などの危険から守るために、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、幼稚園や保育所などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。また、車や自転車を運転する大人たちに、運転マナーについての啓発・指導を行います。

具体的施策	内容
交通安全対策事業の推進	子ども連れでも、子どもひとりでも安心して外出することができるよう、通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置、段差の解消など道路における安全性の確保に努めます。
迷惑駐車・放置自転車対策	警察署等と協力しながら、公道上における迷惑駐車・放置自転車対策に取り組みます。
交通安全教室の充実	警察署と協力しながら、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等において交通安全教室を開催します。
運転マナーについての啓発・指導	通学路での徐行や通り抜け抑制など、ドライバーに対して、通学路の安全確保のための啓発・指導を進めるとともに、安全確認や一時停止などの交通ルール遵守についても推進します。
チャイルドシートの着用推進	チャイルドシート着用推進のための啓発に努めます。
自転車の安全な利用の推進	子どもを自転車に乗せる際のヘルメットの着用などの啓発に取り組むとともに、自転車運転免許教室の実施による自転車利用のマナーや交通ルールの普及を推進していきます。

③ 公共的空間における設備の充実

誰もが使いやすい公共施設をめざし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、整備を進めるとともに、育児・授乳室などの設置を進め、子育てバリアフリーを推進します。

具体的施策	内容
ユニバーサルデザインの施設整備の推進	公共施設の整備にあたっては積極的にユニバーサルデザインの考えを取り入れるとともに、民間施設についてもユニバーサルデザインの普及のための啓発に取り組みます。
育児・授乳室、育児設備の設置の推進	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備などの整備を推進します。
子ども連れの来庁者に向けた取り組みの充実	子ども連れで市役所を訪れて相談・申請・申告等をする市民のために、子どもを一時的に預かるサービスを実施するなどの取り組みを充実します。

④ 防犯対策

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「こども110番のいえ」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを進めます。また、子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組みます。

具体的施策	内容
子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るために、地域が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域防犯組織に対して、必要な支援や専門的指導を進めます。
公共施設の安全管理体制の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、育成学級、学校や公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に地域とともに、引き続き緊急通報システム等による安全対策に努めます。
職員や教員への防犯訓練及び研修	子どもを犯罪から守るために、子どもが利用する施設の職員や教員への防犯訓練及び研修に取り組みます。
「こども110番のいえ」の充実	「こども110番のいえ」を増やすことを警察署に要望します。また、協力市民や事業所に対するいざというときの対処方法の指導等も要請します。
子どもへの防犯教育	学校において子どもに対し、不審者を想定した避難訓練等を行います。
スマートフォン等を通じた犯罪への対策	スマートフォン、インターネット、SNS等を通じて子どもを狙う犯罪などについて、子どもに学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行います。

施策の方向性：（4）子育ての経済的負担への支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている施策をより一層充実させるととも、新たな支援の方策を検討します。

① 子育て家庭の負担軽減の促進

子育て家庭の経済的な負担を軽減することができるよう、各種施策の充実に努めます。また、国の動向を見据えつつ、制度などの変更があった場合は、迅速な対応に努めます。

具体的施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	子育て支援医療費支給について、今後も継続実施し、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。また、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望します。
施設利用料の軽減	子ども連れの公共施設利用者について利用料の軽減を検討します。
各種制度活用に向けた情報提供	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行います。
保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取り組みを進めます。
教育費負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。

② 公営住宅等の居住環境の整備

子育て世帯にとって子育てしやすい居住環境を確保できるよう、特定優良賃貸住宅などの促進をはじめ、ユニバーサルデザインに基づきながら、公営住宅などの改良・整備を進めます。

具体的施策	内容
特定優良賃貸住宅等の促進	子育て中の親が良質な住宅を確保できるように、特定優良賃貸住宅等の利用に向けた取り組みを進めていきます。
公営住宅等の改良・整備	公営住宅におけるユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、老朽箇所等の適切な改修を図り、安全で快適性の高い住環境の整備を図ります。

施策の方向性：(5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

本市には、植物公園やアクトパル宇治、太陽が丘など、拠点となるレクリエーション施設のほか、地域と協力して管理している公園施設が徒歩圏にあり、こうした自然などを活用した遊びの場が多くあるといえますが、さらに子どもとその保護者が、身近な地域で安心して遊べる場や機会を充実していくことが求められています。

また、近年、子どもが巻き込まれる事故・事件が多発していることから、遊び場の安全面に対する意識が高まっています。

こうした状況をふまえ、子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

① 公園・緑地等の環境整備

子どもたちをはじめ、親たちにとっても憩いの場となるよう、公園、遊園の充実をはじめ、緑などの自然に接することができる、うるおいのある環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
公園、遊園の充実	子どもが安全に遊び、親も安心して見守ることができるとともに、世代間交流の場として、誰もが集まる公園・遊園を整備します。
自然に接する遊び場の充実	遊びながら自然に接することができるよう「自然環境を利用する」など工夫した公園や緑地の整備に努めます。
緑化啓発の推進	身近で花や緑に親しめる地域づくりのため、子どもの参加も視野に入れた緑化啓発活動を推進します。

② 親子で遊べる場の確保

子どもとその保護者が安心して、気軽に楽しく遊んだりすることができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園をはじめ、公共施設や民間施設などの既存施設を有効活用し、身近でかつ、雨の日にも遊ぶことができるような場の確保に努めます。

具体的施策	内容
身近な親子で遊べる場所の確保	親子が身近な地域において、空家や、集会所、空き店舗等を活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。
雨の日に遊べる場所の確保	空家や、集会所、空き店舗等を活用して、雨の日でも親子が気軽に楽しく遊べる場を確保します。
幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用	親子が楽しく遊べる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用に努めます。
民間施設の有効活用	親子が気軽に楽しく遊べる場として、空き家や空き店舗等の民間施設の有効活用に努めます。

③ 自由に遊べる場の確保

子どもたちが安心して、自由にのびのびと遊んだり、ふれあうことができるよう、遊び場の整備をはじめ、児童施設の整備や施設の安全管理などに努めます。

具体的施策	内容
子どもが自由に遊べる場の確保	子どもの創造力を活かし、子どもならではの遊び方が自由にできる場所の整備を促進します。
児童施設の整備	公園以外の場において、子どもの遊び場の確保と整備に努めます。
公共施設へのプレイコナー等設置	公共施設において、子ども連れて訪れた際に利用できるプレイコナー等の整備を推進します。
施設の安全管理	子どもが遊びに利用する施設・設備の安全を確保します。

基本目標3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

施策の方向性：（1）家庭と子どもたちを応援する地域づくり

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力の低下がみられ、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況をふまえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

① 子ども・子育てにおける地域への啓発

地域において子育てを応援することができるよう、身近な地域での声かけを行うことを働きかけるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めます。

具体的施策	内容
身近な地域での声かけの促進	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるとともに、地域防犯を進めるため、隣近所等において、日頃から挨拶などの声かけ運動を行うよう町内会・自治会や各家庭に働きかけます。 また、地域活動や行事への参加等による地域交流を促進します。
子育て家庭支援についての講習	関係機関同士の連携を深めるための講習会やセミナー等を開催し、地域ぐるみで子どもを育てる意識の向上や、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

② 民生児童委員活動の充実

地域における福祉の担い手やリーダーとなる民生児童委員に対する研修等を行い、活動の充実を図ります。

具体的施策	内容
民生児童委員の活動に対する支援	民生児童委員による相談や「赤ちゃん訪問」「子育てサロン」開催等の子育て支援活動の充実のため、民生児童委員に対して研修機会や情報提供の支援を行うとともに、民生児童委員の子育て支援活動の周知に努めます。

③ 各種団体活動への支援

地域ぐるみで子育て支援を進めていくため、地域活動の担い手である町内会・自治会や青少年健全育成協議会など、各種団体への研修などを通じて支援に努めます。

具体的施策	内容
各種団体への研修などの支援	地域における町内会・自治会活動や子ども会、育友会・PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努めます。

④ 身近な施設の有効活用

身近な地域の交流の場となるよう、公共施設や民間施設などを有効活用し、子どもたちの遊び場や、地域交流の場などの確保に努めます。

具体的施策	内容
地域資源の活用による遊び場などの確保	子どもが身近な地域で安全に遊んだり、地域交流ができるよう、地域にある空家や生涯学習施設、集会所、空き店舗等の有効活用を進めていきます。
民間施設の有効活用	子どもが遊ぶことのできる場として、空き店舗などの施設を活用するための支援を各事業所や商工団体に行っていきます。

施策の方向性：(2) 地域とともに子育てを支援する環境づくり

地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、ファミリー・サポート・センターの活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

① ファミリー・サポート・センターの充実

ファミリー・サポート・センターの充実に向けて、今後もさらなる会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。

具体的施策	内容
会員拡充促進 【国指定事業】	活動内容や利用方法などの周知を図るとともに、子育てを援助する援助会員の資質の向上や会員数を増やす取り組みを充実します。
会員活動への支援 【国指定事業】	救急救命講習など、会員のための研修機会の充実を図ります。また、地域で子育て家庭を見守ることにつながるよう、子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）の意識向上に努めます。
活動内容の多様化の促進 【国指定事業】	ニーズについて十分な把握に努め、活動内容の改善や拡充とともに、アドバイスなどの活動支援に努めます。

② 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進

子育てサークルや NPO などによる市民団体主体の子育て支援事業を支援するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における多様な子育て支援事業の推進に努めます。

具体的施策	内容
子育てサークルや NPO 等による子育て支援事業の支援	子育てサークルや NPO などの市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進め、広報・周知にも努めます。
地域での子育て支援活動の充実	地域や企業、大学等の民間組織と連携しながら地域特性を活かした新しい子育て支援の充実に努めます。

③ 地域ぐるみの次世代育成

地域ぐるみで子どもを育てることができるよう、地域福祉の考え方や本計画の趣旨を啓発し、理念と取り組みを広く市民に周知します。また、ボランティアなど、地域で子どもを育てる人材の育成や活動支援にも努めます。

具体的施策	内容
地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	地域ぐるみで子どもを育てる風土づくりに努めるとともに、地域福祉や子ども・子育て支援の推進について、その理念や取り組みなどを広く市民に周知するため、パンフレット配布や講座開催などによる啓発を進めます。
ボランティアの育成	指導力を発揮できる活動リーダーや意欲をもって活動に参加する市民など、地域に存在する人材の有効活用を図るために、子育て支援ボランティアの育成に取り組みます。
地域で子どもを育てる活動の促進	隣近所の人々が協力し合い、地域ぐるみで子どもを育てる声かけや見守り等の活動を促進します。

施策の方向性：（3）子どもたちのふれあいの機会づくり

少子化や核家族化などの進行により、子ども同士の交流の機会も減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性をはぐくむ機会が少なくなっています。

こうした子どもの豊かな人間性をはぐくむためには、学校で学ぶことだけでなく、地域活動や生涯学習など、さまざまな活動を行うことができる機会や場が必要となっています。

地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力をはぐくむことができる環境づくりを進めます。

① 地域活動における交流の促進

子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、子ども同士の交流活動や世代間交流が活発に行われるよう、活動を支援します。

具体的施策	内容
子どもたちの地域活動への支援	子ども同士が身近な地域で交流し、自ら考え行動することができるような地域の活動や行事を支援します。
子ども同士の交流活動の支援	年齢や生活環境の異なる子どもたちが交流できるよう支援します。
子どもと大人の世代間交流活動の促進	地域の各種事業へ地域が一体となって積極的に参加し、交流を深めることができるよう、高齢者との交流機会の充実等、異世代間の交流活動を促進していきます。

② 生涯学習活動における交流の促進

世代間交流が活発に行われるよう、生涯学習関連施設における交流事業を推進します。

具体的施策	内容
生涯学習関連施設における交流事業の推進	生涯学習関連施設における世代を超えた交流活動を推進します。

施策の方向性：（4）まちじゅうが学びと遊びの機会づくり

子どもたちにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもたちが自らの可能性を広げるうえでは、子どものときからさまざまなことを経験することが望まれます。このため、本市にある宇治川をはじめとする美しい自然や歴史的遺産などの市民共通の資源を活かし、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

また、子どもたちの積極的な活動を支援するため、さまざまな地域活動について、情報提供の充実を図ります。

① 体験と交流の学習機会の促進

本市における重要文化的景観である宇治川周辺などの自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもたちが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

具体的施策	内容
自然体験学習の推進	重要文化的景観である宇治川周辺等、市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然体験学習の機会を充実します。
環境学習の推進	子ども環境学習会、各種イベントなどの体験学習会、ゴミに関する環境学習などの取り組みを通じて、地球温暖化やゴミ問題等の環境問題に対する意識を高め、理解を促す環境学習の機会を充実します。
福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実します。
職場体験学習の推進	子どもたちが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実します。
指導者の発掘と育成	子どもたちの体験学習や交流活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。
市内の資源を有効活用した安全な遊び場・学習の場の確保	市内の空家や生涯学習施設、集会所、空き店舗等の資源を活用し、地域のボランティア等による、子どもが安心して遊んだり、学習することのできる場の確保に努めます。

② スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進

子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

具体的施策	内容
スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じて楽しめるよう、スポーツ・レクリエーションの交流機会を充実します。
文化・芸術にふれる機会の充実	子どもが、「源氏物語」の舞台であった本市の歴史文化をはじめ、さまざまな地域の文化・芸術に親しみ、理解を深める機会を充実します。
伝統行事への参加	本市の伝統行事への子どもの参加を促進することによって、本市の伝統文化への理解を深める機会を充実します。
指導者の発掘と育成	子どものスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。
大会やイベントの開催	子どもや大人が協力しながら運営できる、市民が主体となったスポーツ・レクリエーション大会、文化祭等の開催支援に努めます。

③ 生涯学習や図書館事業等の充実

子どもたちが学校での学習だけでなく、生涯を通じて学ぶことを身につけられるよう、青少年センターや図書館、生涯学習センターなどの地域の社会資源を活用した事業を充実させ、学びの場の拡充を図ります。

具体的施策	内容
青少年センター事業の充実	子どもの身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、青少年センター事業の充実に努めます。
図書館事業の充実	子どもの自主的な学習活動や読書活動を支援し、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、ニーズに応じた総合的な図書館サービスの充実に努めます。
生涯学習センター等の事業の充実	生涯学習活動の拠点としての機能や各種事業の充実に努めます。子どもや大人の身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、生涯学習事業の充実に努めます。

④ 子どものまちづくりへの参加の促進

これからの中の将来を担う子どもたちの創造力や意見を宇治のまちづくりに活かすことができるよう、また宇治のまちやまちづくりに関心をもってもらえるよう、ポスターや標語の募集など、子どもがまちづくりに参加できる機会を今後も拡充します。

具体的施策	内容
子どもが参加・企画する取り組みへの支援	子どもが自分の住む宇治のまちづくりを意識するきっかけになるよう、中高生が主体的に行うイベントづくりの支援や、ボランティア体験の機会を提供します。
ポスターや標語等の募集	子どもの意見やアイデアを活かしたポスターや標語等を募集することにより、子どものまちづくりに対する意識の向上を図ります。

⑤ 学びや遊びの情報提供の充実

子どもたちが関心のある体験活動や各行事などに参加し、興味・関心をもつことができるよう、学びや遊びなどに関する活動について、情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内容
学びや遊びについての情報提供	子どもが積極的に参加しやすい活動の情報収集を行うとともに、子どもの積極的な活動を支援するため、子どもが参加する学びや遊びについての情報を提供します。
生涯学習関連施設における事業の情報提供	子どもたちが積極的に参加しやすい学習活動の研究・検討を行うとともに、生涯学習関連施設が行う、行事や活動状況についての広報を充実します。
地域での活動や団体活動の広報への支援	公共施設内のスペースの活用等によって、各地域の行事や団体サークルが行う広報活動を支援します。

施策の方向性：(5) 親同士が交流できる機会づくり

核家族化などによって、地域のつながりが希薄化しつつあり、子育て中の親が相談相手もなく孤立し、育児不安や虐待につながるケースもみられます。

このような状況をふまえて、子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するためには、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

また、地域子育て支援拠点の機能を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

① 子育てサークルの育成・支援

子育て中の親同士が交流し、相談や情報提供を行うとともに、子育てへの不安を軽減・解消できるよう、子育てサークルの育成をはじめ、子育てサークルのネットワーク化を図ります。

具体的施策	内容
子育てサークルの育成	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、集会所等地域の資源を活用した活動拠点の確保や周知など、サークル活動の育成・支援を行います。
子育てサークルのネットワーク化	各サークル間の情報交換等、子育てサークルのネットワーク化や活性化に向けた取り組みを進めます。

② 親子の交流の場づくりの促進

親子が一緒に交流できるよう、地域子育て支援拠点での親子の集いや仲間づくりの機会の充実、園庭の開放など、親子が気軽に集うことができる環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点を中心とした親子の集いなどの充実【国指定事業】	地域子育て支援拠点を中心として、親子の広場や育児教室等を充実するとともに、地域が自主的に運営する子育てサークル等を支援し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を図れる居場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、外国出身の人々も含め、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。
園庭開放など幼稚園、保育所、認定こども園による支援事業	安心して子どもを遊ばせることのできる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の園庭等の施設を開放し、家庭で子育てを行っている保護者や子どもも気軽に遊びに来て交流できるように努めます。

③ 市民活動のネットワーク化の促進

子育てに関するさまざまな市民活動がさらに活発化するよう、市民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

具体的施策	内容
市民活動のネットワーク化と組織の設立	子育てに関するさまざまな市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取り組みを進めます。
身近な地域での活動拠点の確保	各団体の活動を進めるにあたって自由に利用できる、身近な地域での活動拠点の確保に努めます。

④ 地域子育て支援拠点の充実

子育て親子の交流の場であり、まちの子育てにおける中核拠点となる地域子育て支援拠点の充実を図り、保護者同士の交流や育児不安の軽減などにつなげます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点の整備【国指定事業】	親子の居場所づくりや情報発信など、地域の子育て支援の中心となる地域子育て支援拠点は、10か所の整備が完了しており、今後も拠点のあり方について検討します。
地域子育て支援拠点の機能の充実【国指定事業】	地域子育て支援基幹センターを中心として、各地域子育て支援拠点が連携して子育て情報の発信、育児不安などについての相談指導や子育てサークルへの支援、子育て支援事業などを充実し、アウトリーチ型など新たな機能を検討します。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育てに関する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援に対応します。
地域子育て支援拠点と関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、地域子育て支援拠点を中心とした関係機関との情報交換等の連携を強化します。
子育て支援者への支援	子育てに関するさまざまな活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。

基本目標4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

施策の方向性：(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

本市の女性の各年齢における就業率はそれぞれ上がってきているものの、出産・子育てを終えた後の就業率が、出産・子育て前に比べて低くなってしまい、職場復帰していない、もしくはできていない状況がみられます。

こうしたなか、子どもを出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

① 多様な保育サービスの提供

仕事と子育ての両立が可能となるよう、保育サービスのニーズに伴い、低年齢児保育、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

具体的施策	内容
低年齢児保育の充実 【国指定事業】	共働き家庭の増加等に伴う保育所等への入所希望の増大に対応していくため、現在行っている低年齢児保育の定数拡大に向けた取り組みを進めるとともに、家庭的保育等、身近なサービスの充実に努めます。
延長保育事業の充実 【国指定事業】	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等の開設時間延長等を図る等、夜間の保育サービスを充実します。
休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育の実施について検討します。
障害児保育事業の充実	障害のある児童等の保育と福祉の増進を図るため、保護者の就労状況等に応じた保育の環境整備を行うとともに、保育所入所の弾力的な対応について検討します。
一時預かり事業の充実 【国指定事業】	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育所等における一時預かり事業の拡大に努めます。
病児・病後児保育事業の推進【国指定事業】	家庭での保育が困難な病中や病気回復期の乳幼児や小学生を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業を継続して実施するとともに、保育所等に通う子どもの急な発熱等に対応するため、保育所等における病児保育(体調不良児対応型)の取り組みを進めます。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)の充実【国指定事業】	宿泊を伴う預かり等のニーズに対応するため、ショートステイ事業を実施します。
ファミリー・サポート・センター事業の充実【国指定事業】	子育て等のお手伝いをしたい人(援助会員)と子育て等の手助けをしてほしい人(依頼会員)で構成されるファミリー・サポート・センターにおいて、依頼会員の希望に沿った利用ができるような体制づくりを図るとともに、宿泊を伴う預かりや産前産後期の家事援助活動等の充実に努めます。
幼稚園等預かり保育事業の実施【国指定事業】	幼稚園にて実施している幼稚園預かり保育事業の充実に努めます。

② 柔軟な保育施設の運営

待機児童の解消に向け、認定こども園の設置、施設整備や利用定員の見直し、保育要件の弾力化の検討、多様な形態による施設運営の検討などの対応を図ります。また、保育施設評価などを通じて、保育水準の向上を図ります。

具体的施策	内容
保育要件の弾力化の検討	保育所等の入所要件については、子ども・子育て支援法施行規則に示す保育を必要とする事由を基本にしながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう弾力的対応を検討します。
効率的な保育施設運営の推進	民間活力の活用について研究・検討し、効率的な施設運営を進めます。
多様な形態による保育施設の運営の検討	認定こども園等の多様な形態による保育施設の運営について検討します。
施設の整備	施設の老朽化対策等必要な施設整備を計画的に進めます。
保育施設評価の実施	保育水準の向上を目指す自己評価と第三者評価への取り組みを進めます。

③ 総合的な放課後児童対策

育成学級に対するニーズは増加傾向にあり、こうしたニーズに対応したサービス提供ができるよう、条例及び放課後児童クラブ運営指針などを基本にしつつ、実施クラス数の増加をはじめ、施設の整備や社会福祉法人などの参画を図ります。さらに、複雑化・多様化するさまざまなニーズに対応できるよう、指導員の資質向上など育成学級の内容充実を図ります。また、新・放課後子ども総合プラン（※）の推進など、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

具体的施策	内容
育成学級の充実 【国指定事業】	入級児童数に応じて、余裕教室の活用や専用施設の整備等に努めます。また、内容の充実・向上を図るため、第三者評価などの客観的な評価手法についての検討を行います。
指導員の資質向上 【国指定事業】	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実し、指導員の資質向上を図ります。
学校現場と育成学級との連携 【国指定事業】	保護者や子どもが安心して育成学級を利用できるよう、学校現場と育成学級がともに意見や情報を交換するなどの連携を図ります。
就学前教育・保育施設等との連携 【国指定事業】	就学前教育・保育において配慮を必要としていた児童への対応など、育成学級入級後も個々の児童に応じた指導が継続してできるよう、就学前教育・保育施設等との連携を図ります。
多様な形態によるサービス提供の検討	社会福祉法人・NPO法人等の参画により、多様な形態による事業のあり方を検討します。
新・放課後子ども総合プランの推進	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校や放課後子ども教室と連携及び調整を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、子どもの安全な居場所づくりを推進します。

※新・放課後子ども総合プラン・・・すべての小学生児童の放課後における安全・安心な居場所を確保するため、「育成学級（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めるものです。

施策の方向性：（2）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、近年の積極的な取り組みにより、広がってきておりますが、今後も社会全体の運動としてさらに広げていく必要があります。

また、啓発以外にも働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

① ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みの推進

子どもを出産後も働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。また、関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員 101 人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進や特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

具体的施策	内容
雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを生み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やワーク・ライフ・バランスの実施など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発活動を行います。
働き方の見直しに向けた取り組み	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、施策を検討する上での企業等の取り組みや多様な働き方のモデルの情報収集や、市民の実態等の把握に努めます。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男性の子育てへの関わりの促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行います。
育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度の普及、啓発活動を行います。
一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくり促進のため、従業員 101 人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努めます。
特定事業主行動計画の進行管理	本市の職員について、就労と子育てを両立できる就労環境づくりを進めるための行動計画である「特定事業主行動計画」の確実な進行管理を行います。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努めます。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行います。

② 子育て家庭への就労支援の促進

子育て中や子育てが終わってから働きたいと考える女性にとって、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

具体的施策	内容
事業所内保育施設整備の促進	働きやすい環境づくりのために事業所内保育施設等の自主的整備を促進します。
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行います。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行います。

③ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、家庭内での役割を担っていくことができるよう、男女共同参画の啓発などに努めます。

具体的施策	内容
男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて、男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、ともに子育てを担い、喜びを分かち合うことができるよう、さまざまな機会において啓発に努めます。
家庭における相互協力と役割の啓発	幼い頃から子どもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家族の一員として、家庭内での役割を果たしていくよう、啓発に努めます。

基本目標5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

施策の方向性：（1）児童虐待への対応の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

① 虐待防止のための体制の強化

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに体制の強化を図ります。

具体的施策	内容
虐待防止のための相談等	虐待防止のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実します。
虐待防止のためのネットワークの強化	虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「宇治市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実します。
児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる重篤な事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化します。
妊娠期からの相談体制の充実	妊娠期から、自分の気持ちや困っていることが話せたり、相談できる場として、パパママ教室などを活用し、相談できる体制を強化します。
里親制度の普及	保護を要する子どもについて、里親制度への市民の理解を深めるため、京都府や児童相談所と連携し、同制度の周知を図ります。
子ども家庭総合支援拠点の設置	国において、令和4年度までに設置することを目標にしている「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指します。

② 虐待防止のための啓発の強化

虐待の未然防止、早期発見のために、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

具体的施策	内容
早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所全国共通ダイヤル「189」による情報提供等を呼びかける啓発を行います。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図ります。

施策の方向性：（2）ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や京都府と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるように、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

① ひとり親家庭の相談等の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援をはじめ、交流を通じた仲間づくり、ひとり親家庭に対する生活面の多面的な支援に努めます。

具体的施策	内容
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。
ひとり親家庭の仲間づくり支援	母子会・父子会の活動をはじめとした、ひとり親同士が交流を通じて仲間づくりをしたり、お互いに相談し合える場を提供する活動について、情報提供及び活動支援に取り組みます。

② ひとり親家庭への経済的支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費負担の軽減など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を図ります。

具体的施策	内容
ひとり親家庭の医療費負担の軽減	ひとり親家庭の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。
ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	国や京都府、本市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。

施策の方向性：(3) 障害のある児童等への施策の充実

障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者差別解消法の趣旨をふまえるとともに、「宇治市障害者福祉基本計画」や「宇治市障害福祉計画・障害児福祉計画」などと連携しながら、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

① 障害のある児童等への支援の促進

早期療育ネットワークによる発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、医療体制や特別支援教育の充実など、障害のある児童等の生活面におけるさまざまな支援に取り組みます。

具体的施策	内容
障害児通所支援等の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供します。
早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、早期療育ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図ります。
療育事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育事業を充実するとともに、療育施設の充実等に向けて京都府に要望を行います。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行います。
障害児医療の継続	障害者歯科治療事業を継続するとともに、重度の精神障害も対象とするよう、障害児医療体制の強化に向けて京都府に要望を行います。また、重度心身障害児の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。

具体的施策	内容
補装具費給付事業の充実	障害のある児童等を対象とした補装具・日常生活用具の給付の充実に努めます。
特別支援教育の推進	特別な支援が必要な子ども一人ひとりの発達や障害の状況等に応じて教育的ニーズを把握し、特別な教育的支援の必要な子どもへの指導・支援を推進します。
施設、設備面での対応	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、障害等の状態や特性に応じた施設や設備の検討・対応に努めます。
成長に応じた総合的な支援	障害のある児童等に対して、関係各課及び関係機関による連携を図りながら、成長に応じた支援を継続して総合的に提供できるよう努めます。
相談支援の充実	子どもの発達上の悩みを身近な場所で気軽に相談できるよう、障害児相談支援の普及を進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等における相談体制の充実を図り、さらには民生児童委員、宇治市知的障害者相談員等の関係機関等との連携に努めます。

② 障害のある児童等の保育・放課後対策等の推進

障害のある児童等の保育内容や放課後対策を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともにふれあい、交流し合うなかで、相互に学び合うことができるよう、交流活動の機会の充実に努めます。

具体的施策	内容
障害のある児童等の保育内容の充実	障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修等に取り組み、保育内容の充実に努めるとともに、障害のある児童等の受け入れ体制の充実を図ります。
交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域、育成学級などで子ども同士が交流できる機会の充実に努めます。
障害のある児童等の放課後対策の充実	育成学級での障害のある児童等の受け入れ体制の充実を図るとともに、特別支援学校を含めた、放課後や休日に活動し、楽しめる場所の確保を検討します。

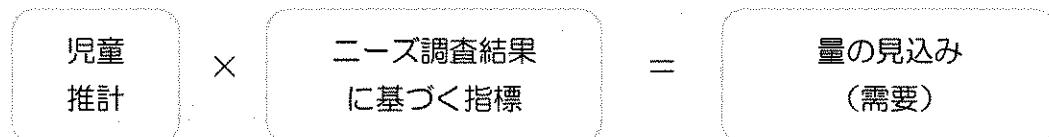
1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

ここでは、前計画と同様に、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」(需要)と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」(供給)を計画の数値目標として定めます。

(1) 「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて、補正を行っています。

【国が示す算出の基本的な考え方】



(2) 「確保方策」について

「量の見込み」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、総合計画等の各種計画において、市域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所等の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、市域全体を一つの区域として設定します。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の16事業です。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものとがあります。

区分	対象事業	「量の見込み」と 「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方方に沿って算出
	(1) 時間外保育事業（延長保育）	
	(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育	
	(3) 保育所等一時預かり	
	(4) 病児・病後児保育事業	
	(5) ファミリー・サポート・センター	
	(6) 育成学級（放課後児童クラブ）	
	(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）	
	(8) 地域子育て支援拠点事業	
	(9) 利用者支援事業	
	(10) 乳児家庭訪問事業	
	(11) 養育支援訪問事業	
	(12) 妊婦健康診査	
	(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
地域子ども・子育て支援事業	(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	算出不要

4 教育・保育事業

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

【事業概要】

幼稚園は保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児（宇治市の公立幼稚園は4～5歳、1園は3歳からを試行実施）を対象に、幼児教育を提供する施設です。

保育所は、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

地域型保育は、定員20人未満の小さな規模で0～2歳児を預かる事業で、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」があります。

① 満3歳以上の教育（1号認定）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合（主に幼稚園・認定こども園で対応）

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用希望者数	2,389人	2,217人	2,096人	1,958人	1,919人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,831人	1,749人	1,653人	1,641人	1,600人
確保方策	3,386人	3,386人	3,386人	3,386人	3,386人
過不足 (確保方策-量の見込み)	1,555人	1,637人	1,733人	1,745人	1,786人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について対応可能です。なお、保育所から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

② 満3歳以上の保育（2号認定）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園で対応）

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用希望者数	2,360人	2,384人	2,358人	2,332人	2,316人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	2,331人	2,225人	2,103人	2,089人	2,037人
確 保 方 策	2,367人	2,367人	2,367人	2,367人	2,367人
過 不 足 (確保方策 - 量の見込み)	36人	142人	264人	278人	330人

【 今後の方向性 】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることの検討や幼稚園の預かり保育の利用状況をふまえながら、定員等のあり方について検討します。

なお、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

③ 満3歳未満の保育（3号認定）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園・地域型保育で対応）

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用希望者数	1,821人	1,884人	1,869人	1,817人	1,821人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,827人	1,813人	1,807人	1,797人	1,782人
確保方策	教育・保育施設 地域型保育 合計	1,742人 117人 1,859人	1,742人 117人 1,859人	1,742人 117人 1,859人	1,742人 117人 1,859人
過不足 (確保方策-量の見込み)	32人	46人	52人	62人	77人

【今後の方向性】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることや、定員等のあり方について検討します。

なお、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、保育標準時間(11時間)を超えて保育を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	1,953人	1,787人	1,724人	1,685人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,569人	1,524人	1,475人	1,466人	1,448人
確保方策（B）	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
差引（B） - （A）	931人	976人	1,025人	1,034人	1,052人

【今後の方向性】

現在、市内20の保育所・認定こども園で11時間を超えて延長保育を実施しており、受け入れ枠として2,500人あります。これまでの実績値や計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により、確保に努めます。

(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育

【事業概要】

幼稚園や認定こども園などで、教育課程にかかる教育時間の終了後などにおいて、在園する園児を預かる事業です。

公立幼稚園2園でも平成30年度より試行実施しています。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	-人	-人	-人	-人	-人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	59,526人	56,851人	53,719人	54,692人	55,621人
確保方策（B）	105,067人	105,067人	105,067人	105,067人	105,067人
差引（B）-（A）	45,541人	48,216人	51,348人	50,375人	49,446人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について、対応可能です。

(3) 保育所等一時預かり

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に屋間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	9,357人日	9,571人日	8,607人日	7,379人日

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	17,192人日	16,577人日	16,251人日	15,575人日	14,907人日
確保方策（B）	31,000人日	31,000人日	31,000人日	31,000人日	31,000人日
差引（B） - （A）	13,808人日	14,423人日	14,749人日	15,425人日	16,093人日

【今後の方向性】

現在、市内の15の保育所・認定こども園で一時預かりを実施しており、受け入れ枠として31,000人日あります。計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により確保に努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	3,917人日	4,070人日	3,992人日	3,771人日

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
（A） 量の 見込み	就学前児童	3,082人日	3,057人日	3,048人日	3,015人日
	小学生児童	770人日	717人日	680人日	678人日
	合 計	3,852人日	3,774人日	3,728人日	3,693人日
確保方策（B）	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日	4,000人日
差引（B）-（A）	148人日	226人日	272人日	307人日	339人日

【今後の方向性】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、実施施設の確保に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	2,099 人日	1,296 人日	1,378 人日	1,449 人日

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
（A） 量 の 見 込 み	就学前児童	922 人日	889 人日	867 人日	837 人日
	小学生児童	1,075 人日	1,086 人日	1,059 人日	1,022 人日
	合計	1,997 人日	1,975 人日	1,926 人日	1,859 人日
確保方策（B）	2,000 人日				
差引（B）－（A）	3 人日	25 人日	74 人日	141 人日	195 人日

【今後の方向性】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っていますが、今後も、引き続き活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。

(6) 育成学級（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学生児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録児童数	2,175人	2,311人	2,325人	2,344人	2,397人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,417人	2,413人	2,420人	2,374人	2,364人
確保方策（B）	2,420人	2,480人	2,480人	2,480人	2,480人
差引（B）-（A）	3人	67人	60人	106人	116人

【今後の方向性】

現在は、市の育成学級や民間事業者で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているものの、育成学級については必要な施設整備を行うとともに、民間の放課後児童クラブでの受け入れ児童数の拡大を図り、確保に努めます。

また、新・放課後子ども総合プランの推進など、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

【事業概要】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	39人日	78人日	21人日	11人日

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
確保方策（B）	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
差引（B）-（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【今後の方向性】

現在、2か所の市外の施設で実施しており、今後もニーズに対応できるよう、確保に努めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児のみ）

【事業概要】

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	21,908人回	21,515人回	19,484人回	21,982人回
全利用者（参考）	48,219人回	49,049人回	44,258人回	50,352人回

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	30,051人回	30,417人回	31,503人回	30,670人回	29,845人回
確保方策（B）	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

【今後の方向性】

現在、全10中学校区に1か所ずつ開設しています。児童虐待の未然防止の観点からも、支援が必要な家庭等の養育状況などを把握し、適切な支援につなげていけるよう、アウトリーチ型の取り組みや各拠点の連携など、機能の充実についての検討を進めます。

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

【現状】

設置個所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1か所	1か所	1か所	1か所

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
確保方策（B）	1か所	1か所	5か所	5か所	10か所

【今後の方向性】

子どもや保護者に対し、適切な子育て支援情報の提供や相談、助言などを各地域子育て支援拠点等において実施していくとともに、利用者支援事業としての実施については、子育て支援拠点の機能の充実等をふまえて検討します。

(10) 乳児家庭訪問事業

【事業概要】

保健師または訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止など、必要に応じて継続支援につなげていく事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	1,390件	1,336件	1,279件	1,248件

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人	1,400人
確保方策（B）	実施体制：事業委託と保健師による訪問				

【今後の方向性】

事業の実施については、現在、事業委託と保健師による訪問を行っていますが、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	2,321件	2,171件	2,023件	2,043件

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,100件	2,100件	2,100件	2,100件	2,100件
確保方策（B）	実施体制：事業委託と保健師による訪問				

【今後の方向性】

事業の実施については、現在、保健師及び助産師による訪問を行っていますが、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

(12) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳交付数	1,390件	1,353件	1,312件	1,157件

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
確保方策	実施場所：京都府内の委託医療機関等 実施体制：妊婦健康診査受信券を交付 検査項目：国が例示する標準的な項目 実施時期：通年				

【今後の方向性】

事業の実施については、現在、事業委託を行っており、今後も同様の体制で実施し、確保に努めます。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取り組みを行う事業です。

宇治市要保護児童対策地域協議会の活動を充実するとともに、本事業については実施について検討します。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では、平成28年度より実施しています。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法の改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

給付にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。また、適正な給付を行うため、特定子ども・子育て支援施設等（※）の確認や公示、指導監査について、京都府と連携しながら、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

※特定子ども・子育て支援施設等

市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（例：幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）、認可外保育事業、預かり保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、病児保育事業）

1 子どもの貧困対策の背景と目的

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月より施行されました。同年8月には、「子供の貧困に関する大綱」が策定され、10の基本的な方針、25の子供の貧困に関する指標とともに、指標の改善に向けた当面の重点施策として【教育の支援】【生活の支援】【保護者に対する就労の支援】【経済的支援】【子供の貧困に関する調査研究等】【施策の推進体制等】の6施策が示されました。

令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう」にするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり「推進すること等が目的に追加されたほか、基本理念の見直し、子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正、市町村における子どもの貧困対策についての計画策定について努力義務の明記、個別施策に関する規定の改正等がなされました。

令和元年8月の子供の貧困対策に関する有識者会議における提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」では、これまで「子供の貧困に関する大綱」に基づき、さまざまな取り組みが進んだこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと、子供の貧困に対する社会の認知が進んだこと等について評価できる、とされた一方で、なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在しており、これまで以上に効果的な取り組みを進める必要があるとされました。また、今後の子供の貧困対策を講じるにあたりふまえるべきものとして、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援、②地方公共団体による取組の充実、③支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援の3つの視点が示されました。

また、京都府では平成27年4月から令和2年3月までの5年間を計画期間とした「京都府子どもの貧困対策推進計画」が策定され、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくける社会の実現を目指します、という基本理念や4つの当面の重点施策等が示されました。

このような状況において宇治市では、平成27年3月策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施、生活保護や生活困窮世帯に対する個別事業などさまざまな取り組みを行ってきたところです。しかし、子どもの貧困はそもそも把握することが難しく、さまざまな支援の手立てがあってもつなげることが困難な面があります。市において福祉や教育等の分野における関係部署が連携し、子どもの状況の把握に努め、個別の支援につなげていくとともに、国や府、関係機関等との役割分担を明確にし、責任をもって子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

そのため、子どもの貧困対策という視点から体系的に施策を取りまとめることにより、今後子どもが健やかに、安心して成長できるための施策を推進する観点から「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定と併せて、「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしました。子どもの貧困対策を総合的に推進することで、経済的に困難な状況はもとよりさまざまな困難な状況にある子どもたちが、誰ひとり取り残されることのないよう、また、すべての子どもたち一人ひとりが前向きに成長できるよう、適切な支援を行い、貧困の負の連鎖を断ち切り、「すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長していくまち 宇治」を目指します。

2 子どもの生活を取り巻く現状と課題

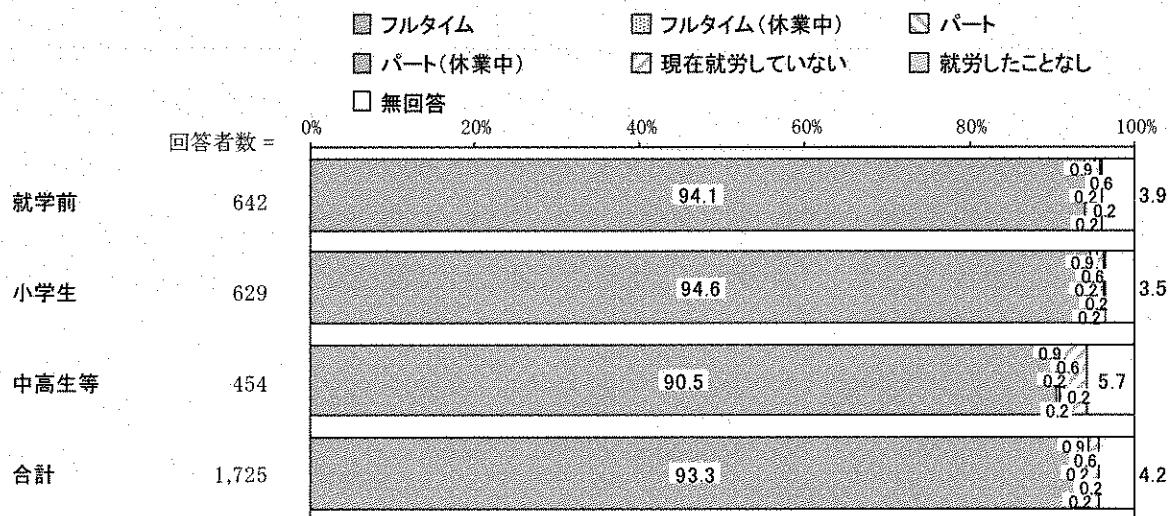
(1) 世帯の生活状況について

①保護者の就労状況

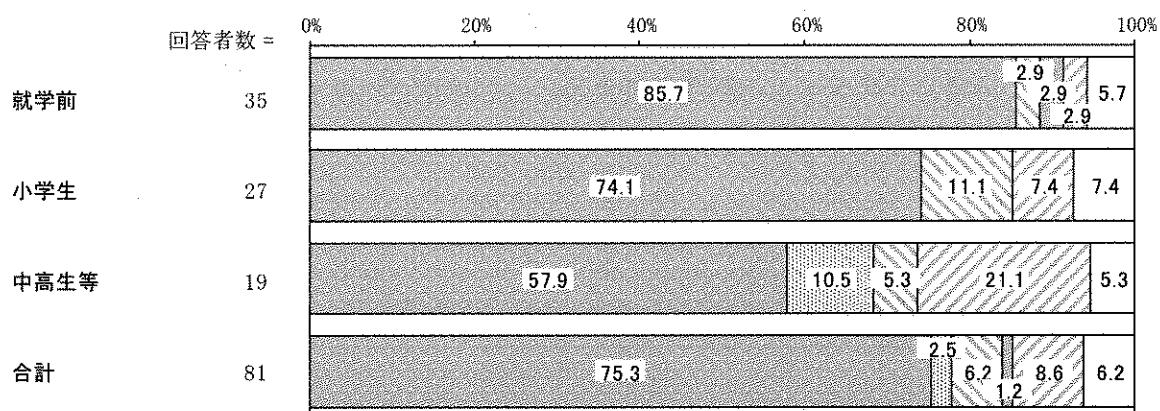
- ・全体で、父親は「フルタイム（休業中を含む）」の割合が大半となっており、母親については、就学前では「フルタイム（休業中を含む）」が最も高く、小学生、中高生等では「パート・アルバイト（休業中を含む）」が最も高くなっています。
- ・「世帯収入0～300万円未満の世帯」では、父親の就学前児童、小学生、中高生等のいずれも「フルタイム（休業中を含む）」の割合が全体と比較して低くなっています。
- ・「ひとり親世帯」の母親は、「フルタイム（休業中を含む）」の割合が高い一方で、「世帯収入0～300万円未満の世帯」の母親については、小学生では「パート・アルバイト（休業中を含む）」が高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」の母親は、就学前、小学生、中高生等のいずれも「フルタイム」もしくは「パート」で勤務をしている割合が9割を超えています。
- ・過去のニーズ調査結果と比較（P40 参照）すると母親の就労率は、今後も増えていき、フルタイムの割合が増えることが想定されます。

<父親の就労状況>

ア. 全体



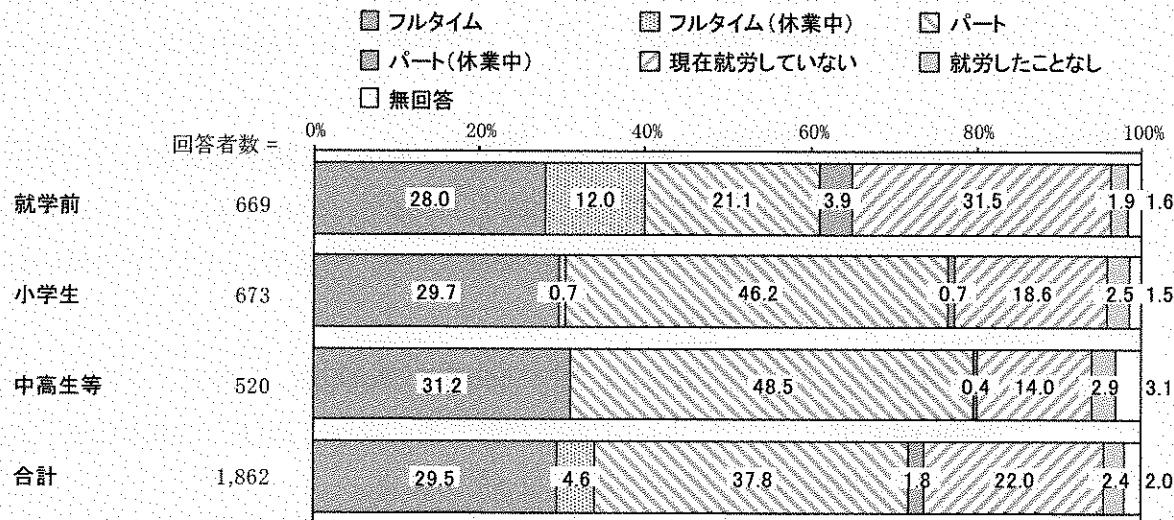
イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯



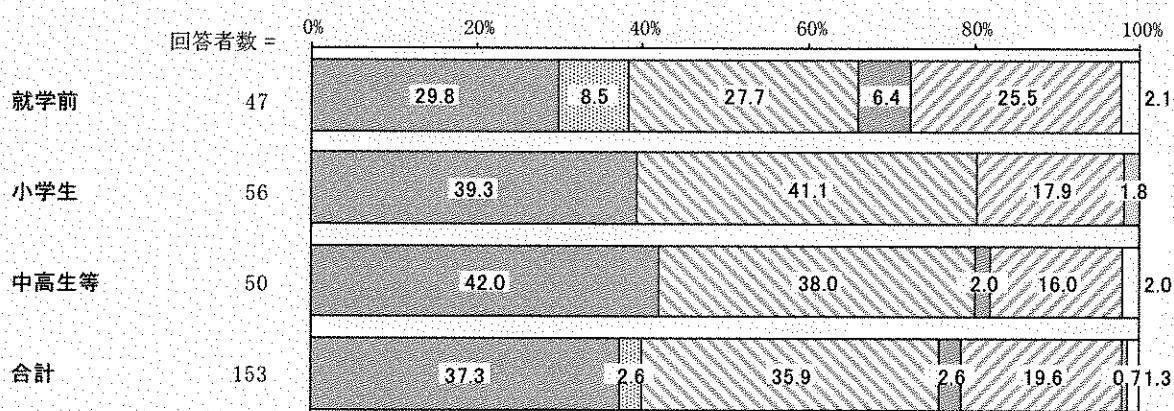
※ひとり親世帯については、父親の標本数が少ないため掲載していません

<母親の就労状況>

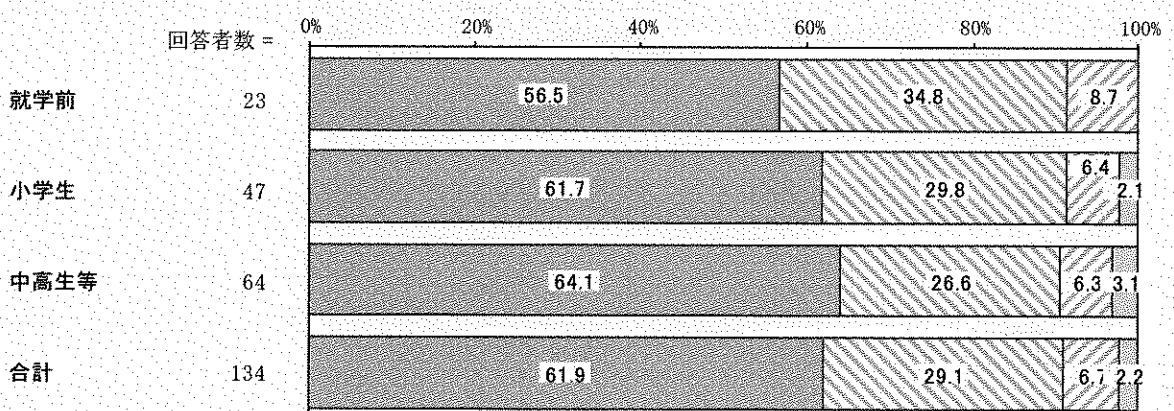
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

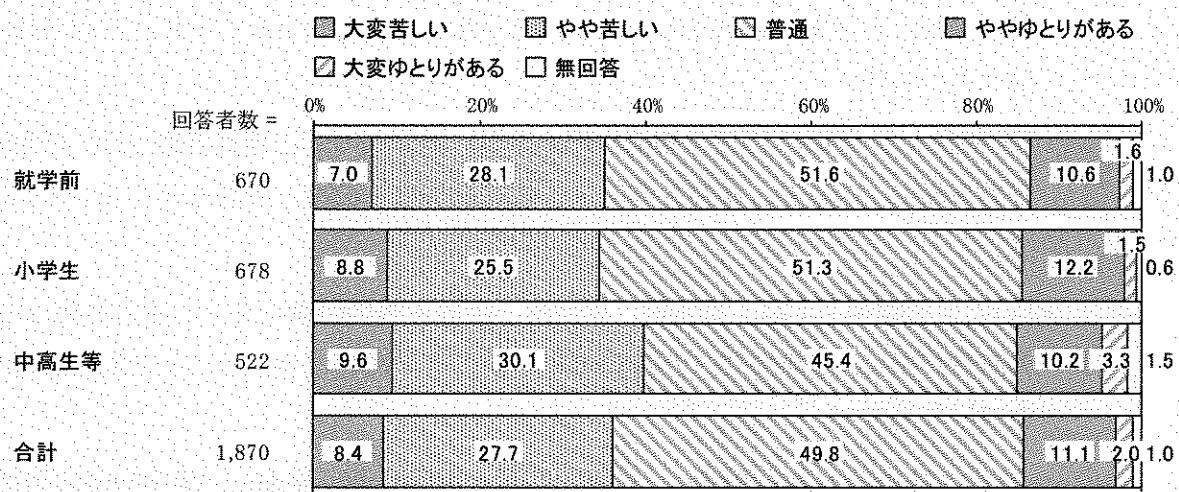


② 現在の暮らしに関する認識

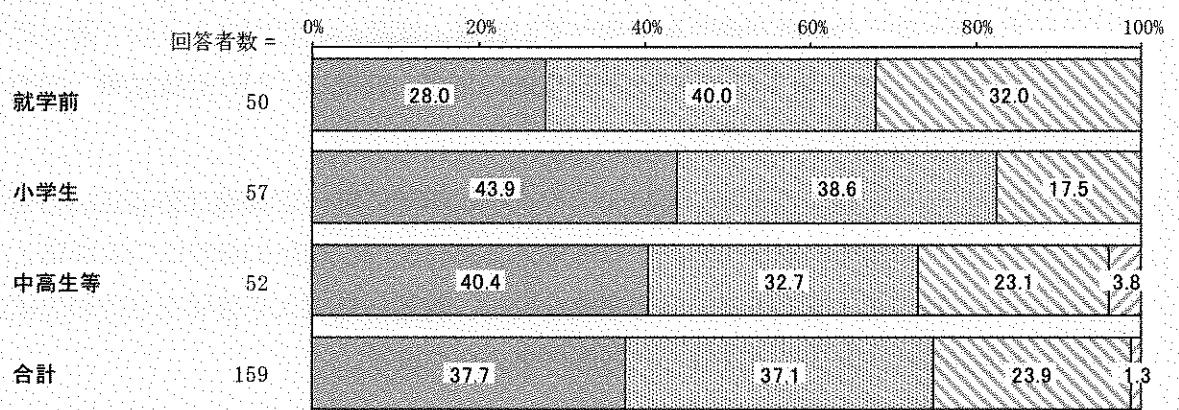
- ・現在の暮らしに関する認識について、全体で、就学前、小学生、中高生等のいずれも「普通」の割合が最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が高くなっています。
- ・「世帯収入0～300万円未満の世帯」の現在の暮らしに関する認識については、就学前が「やや苦しい」の割合が最も高く、小学生、中高生等については「大変苦しい」の割合が最も高くなっています。全体よりも「大変苦しい」、「やや苦しい」の割合が高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」の現在の暮らしに関する認識については、就学前、小学生、中高生等のいずれも「やや苦しい」の割合が最も高くなっています。全体よりも「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が高くなっています。
- ・世帯収入が少ないことは暮らしが苦しいと感じる傾向にあり、生活に余裕がないため、子どもにお金を使う機会が少なくなることにつながるおそれがあります。

＜暮らし向きに関する認識＞

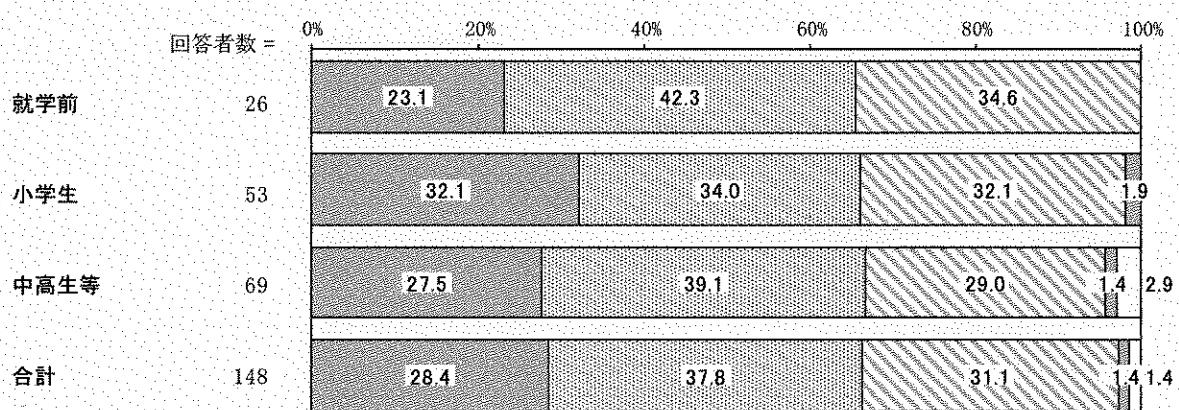
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

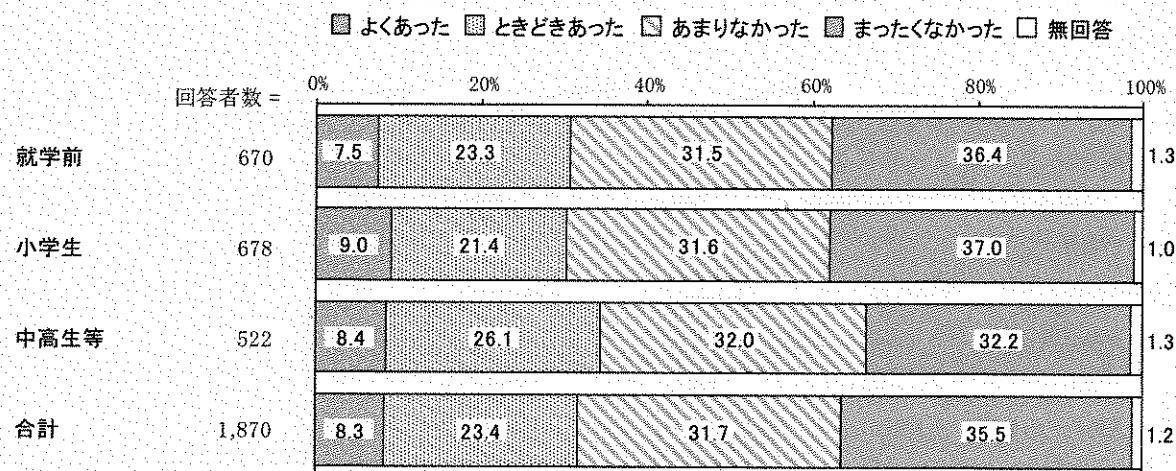


③ 家計の状況

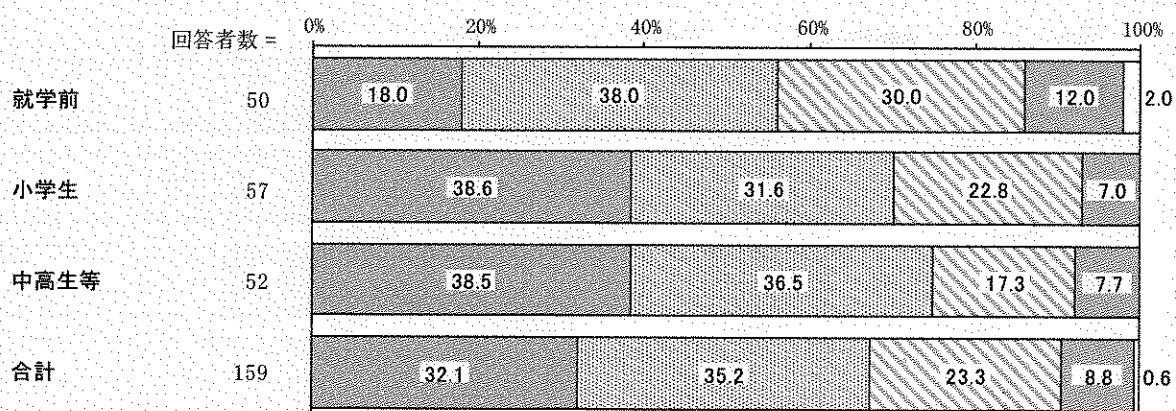
- ・過去1年間に急な出費などで家計のやりくりができなかった状況について、全体で就学前、小学生、中高生等のいずれも「まったくなかった」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入0～300万円未満の世帯」では、就学前で「ときどきあった」の割合が最も高く、小学生、中高生等では「よくあった」の割合が最も高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」では、就学前、小学生、中高生等のいずれも「ときどきあった」の割合が高く、小学生は「あまりなかった」と「ときどきあった」の割合が同じとなっています。
- ・「家賃・住宅ローンの滞納」、「電気・ガス・水道料金の滞納」、「電話料金の滞納」「その他債務の滞納」の4項目について、就学前、小学生、中高生等のいずれも「なかった」の割合が最も高くなっています。また、4項目すべての「あった」の割合は、「世帯収入0～300万円未満の世帯」または「ひとり親世帯」の方が全体より高くなっています。
- ・暮らし向きに関する認識と家計のやりくりとの間には一定関連があるものと考えられます。収支のバランスをとって生活することは、家計の安定につながることから、特に収入面で不安のある家庭に対し、安定した収入を確保するための就業支援や家計に対する支援などの対策が求められます。

<家計のやりくりができないこと（過去1年）>

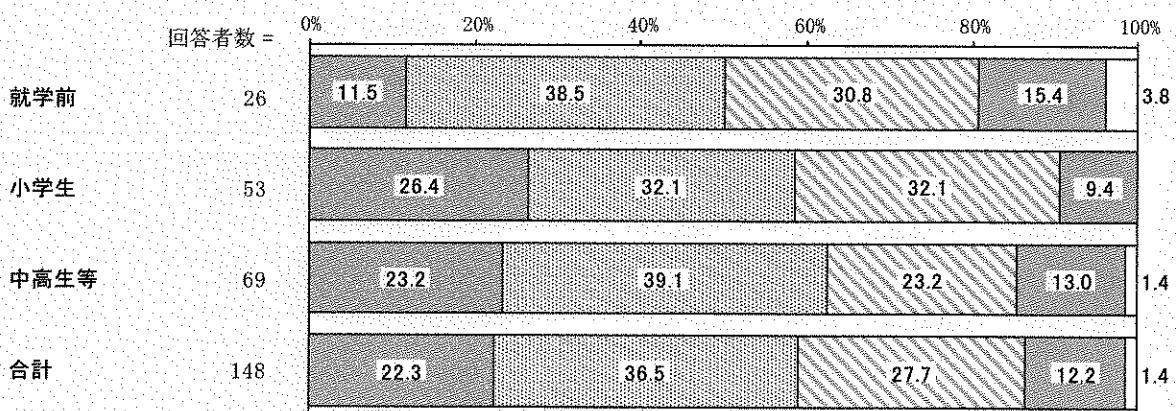
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯

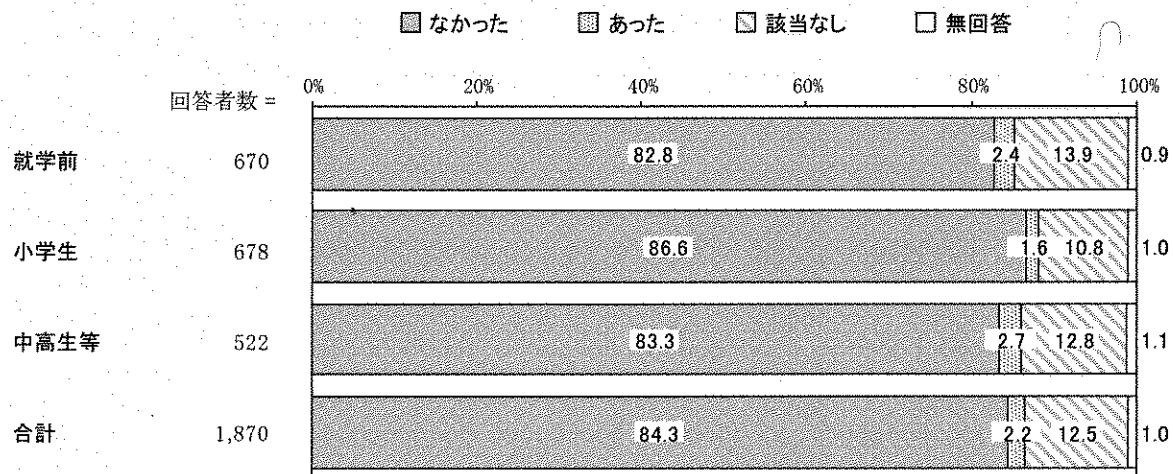


ウ. ひとり親世帯

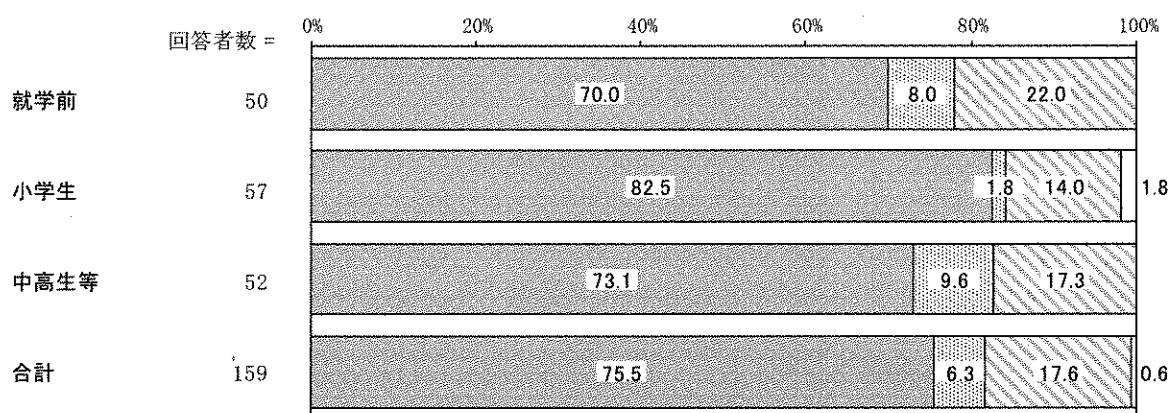


<家賃・住宅ローンの滞納>

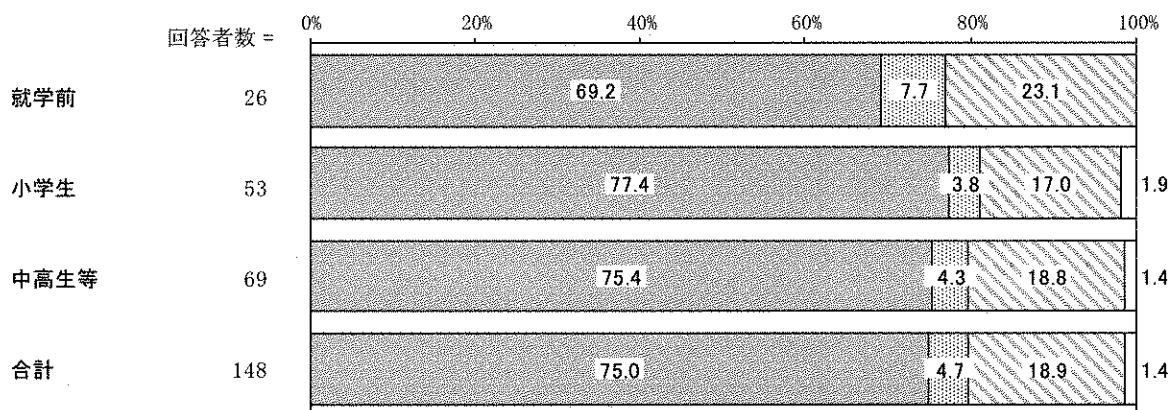
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯

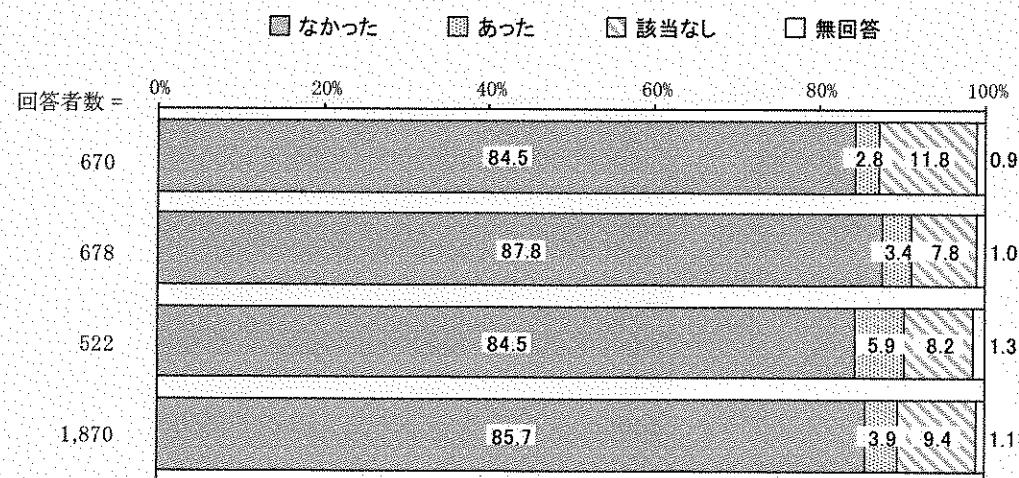


ウ. ひとり親世帯

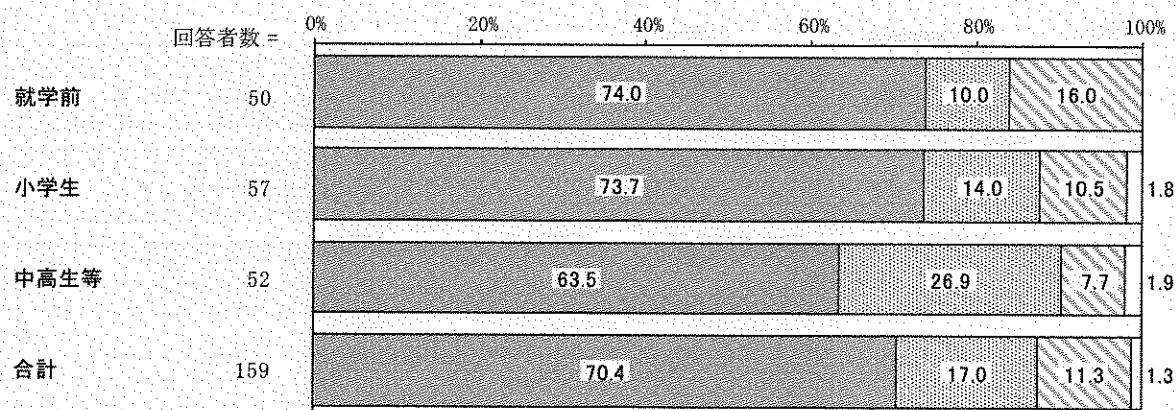


<電気・ガス・水道料金の滞納>

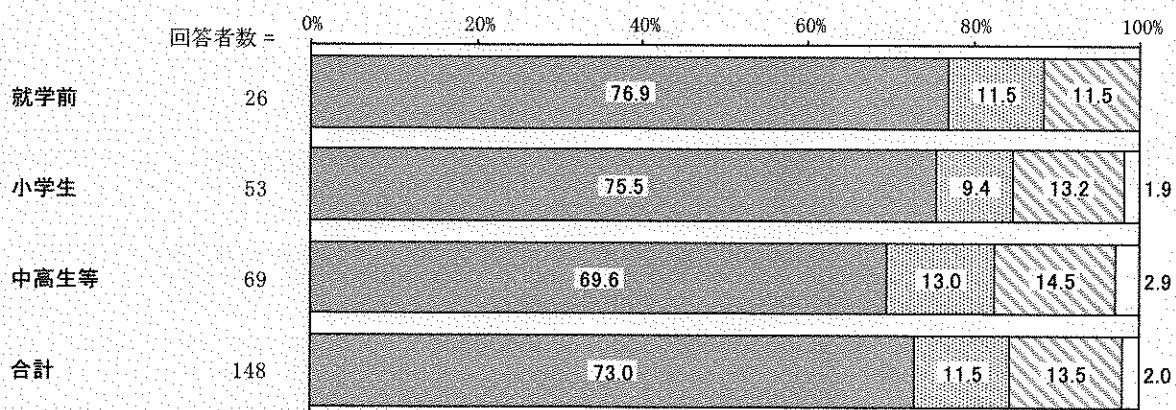
ア. 全体



イ. 世帯収入 0~300 万円未満の世帯

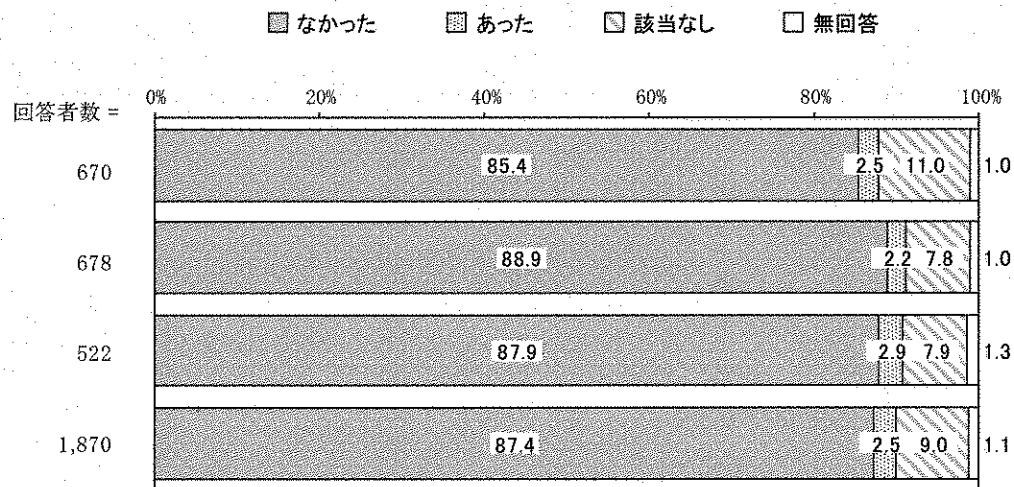


ウ. ひとり親世帯

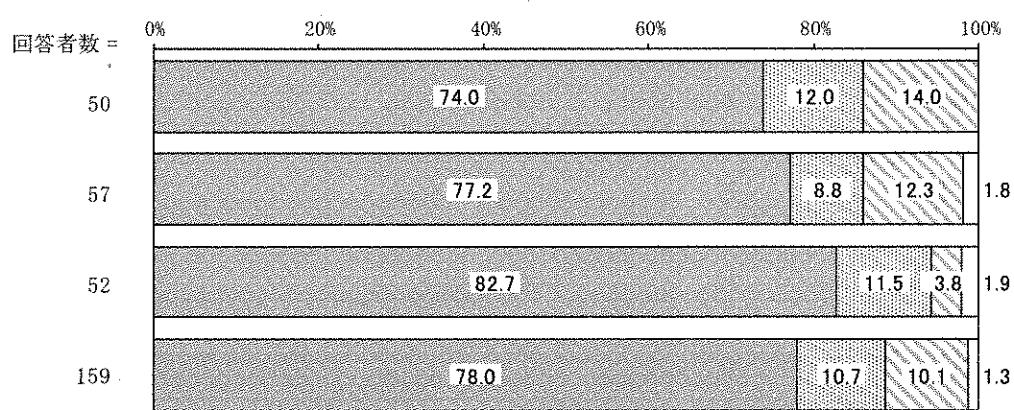


<電話料金の滞納>

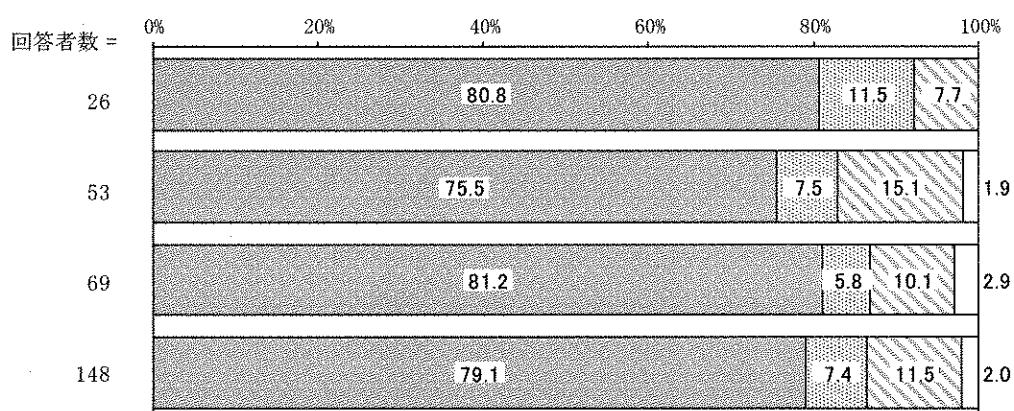
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯

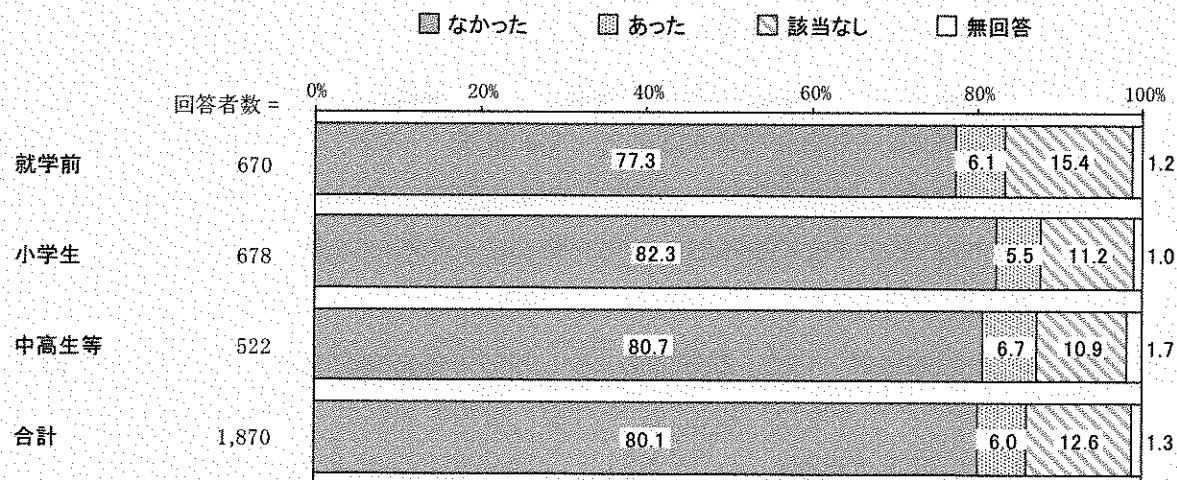


ウ. ひとり親世帯

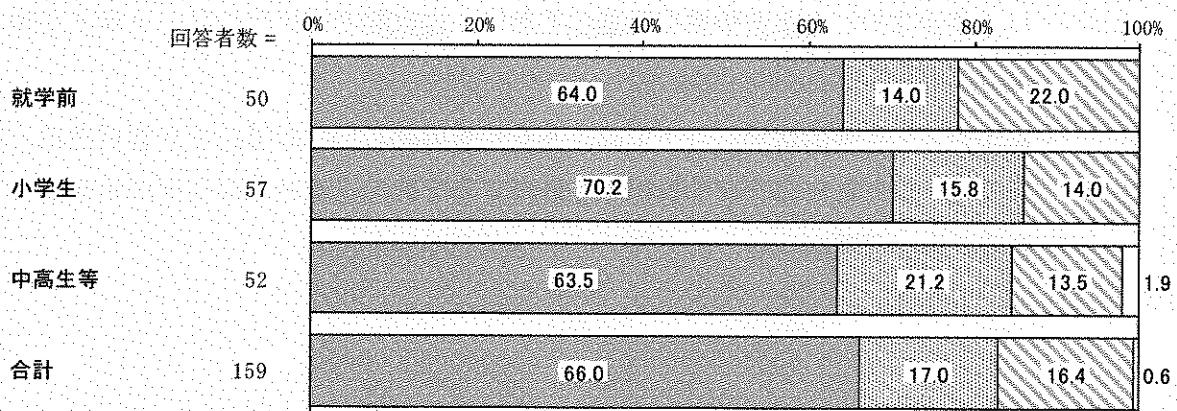


<その他債務の滞納>

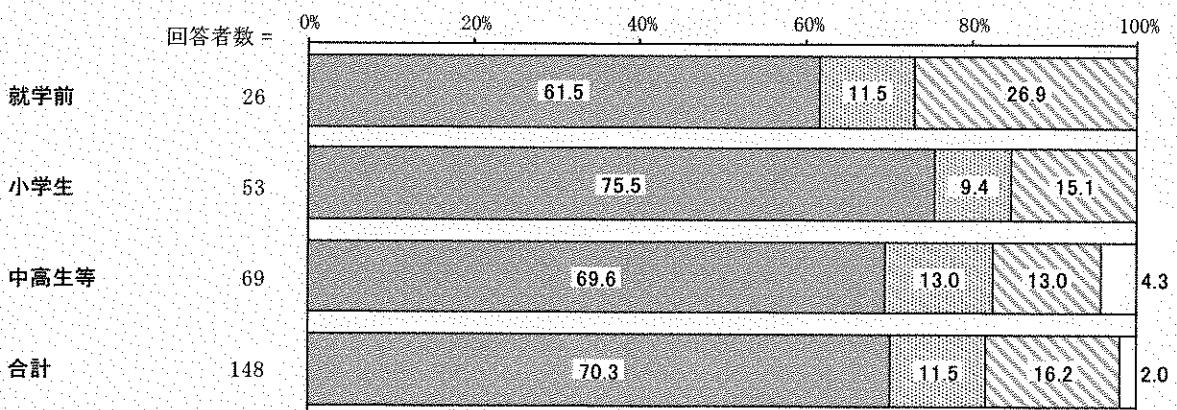
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

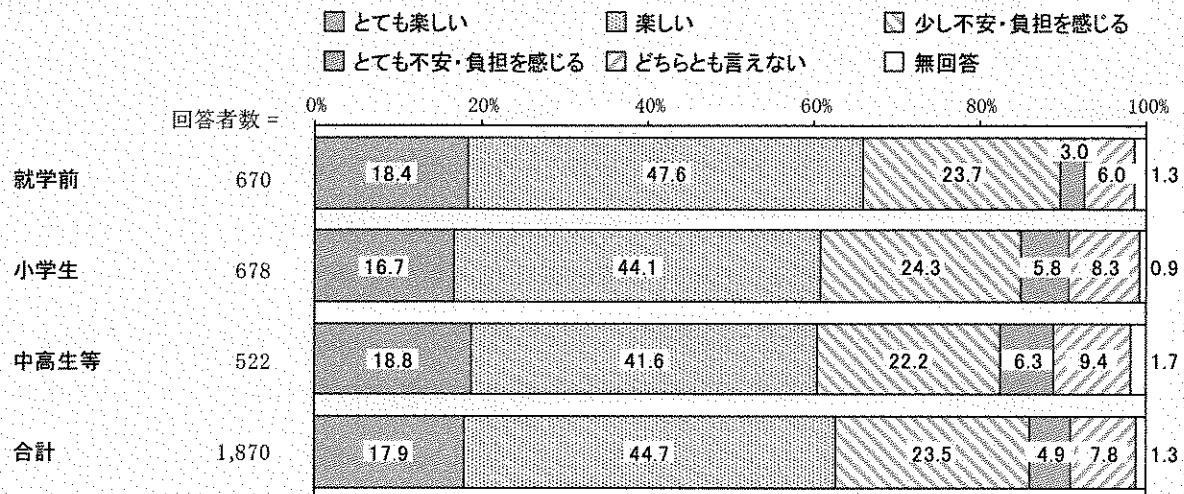


④ 子育てについての気持ち

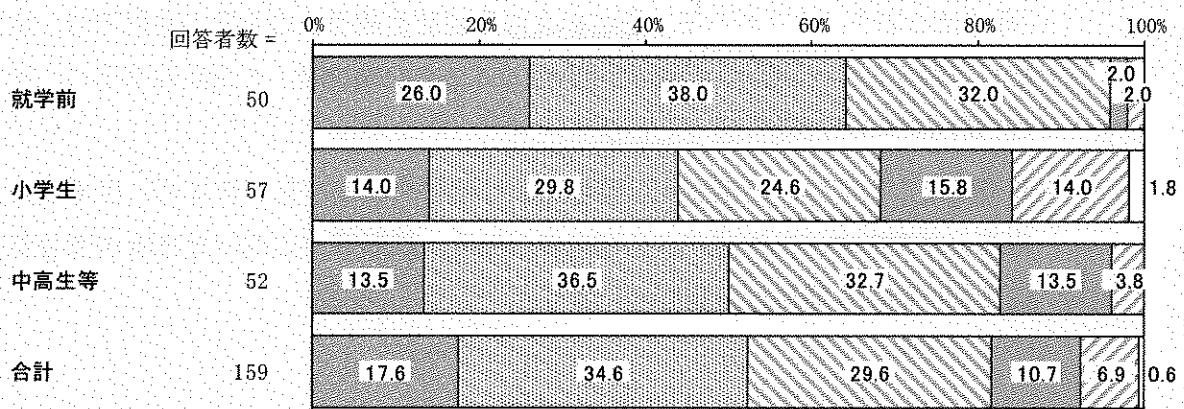
- ・子育てについての気持ちについて、全体では就学前、小学生、中高生等のいずれも「楽しい」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入0～300万円未満の世帯」でも、就学前、小学生、中高生等のいずれも「楽しい」の割合が最も高くなっています。一方で「とても楽しい」と「楽しい」を合計した割合では、小学生、中高生等で、全体と比べ合計割合は低くなっています。逆に「とても不安・負担を感じる」の割合は全体と比べ高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」では、就学前の「少し不安・負担を感じる」の割合が最も高くなっています。小学生は「楽しい」と「少し負担を感じる」の割合が最も高くなっています。「とても楽しい」と「楽しい」を合計した割合では、就学前、小学生、中高生等のいずれも全体と比べ合計割合は低くなっています。
- ・全体では、就学前、小学生、中高生等のいずれにおいても、約3割が子育てに関して多少なりとも不安や負担を感じており、世代間で切れ目のない子育て支援の推進が必要です。
- ・世帯収入や世帯の状況によっては、不安や負担感につながることが想定され、経済的な支援とともに不安や負担感を軽減するためのさまざまな支援施策を講じる必要があります。

<子育てについての気持ち>

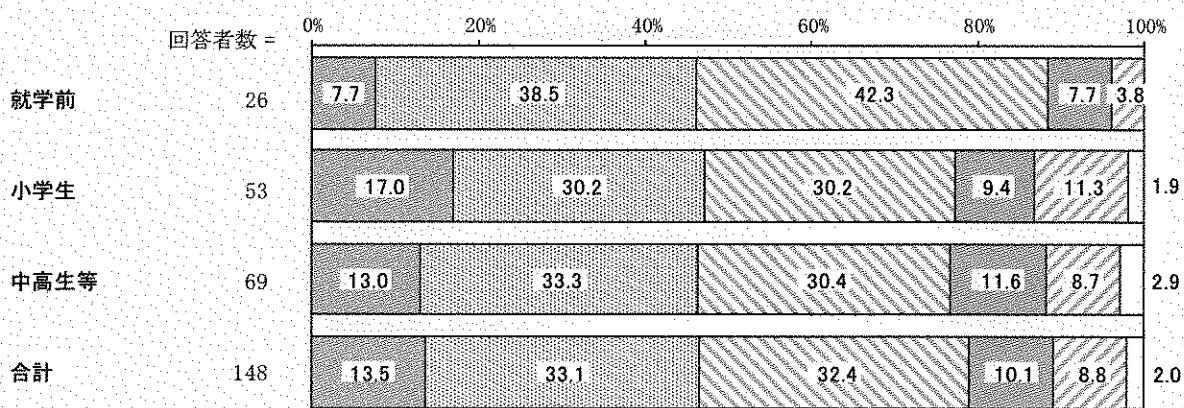
ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

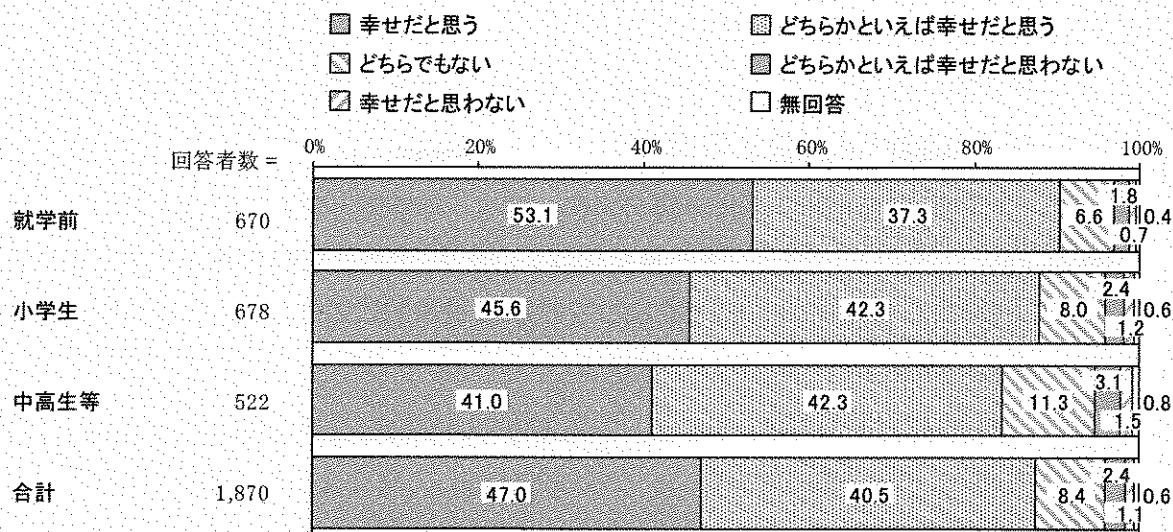


⑤ 保護者の幸福感

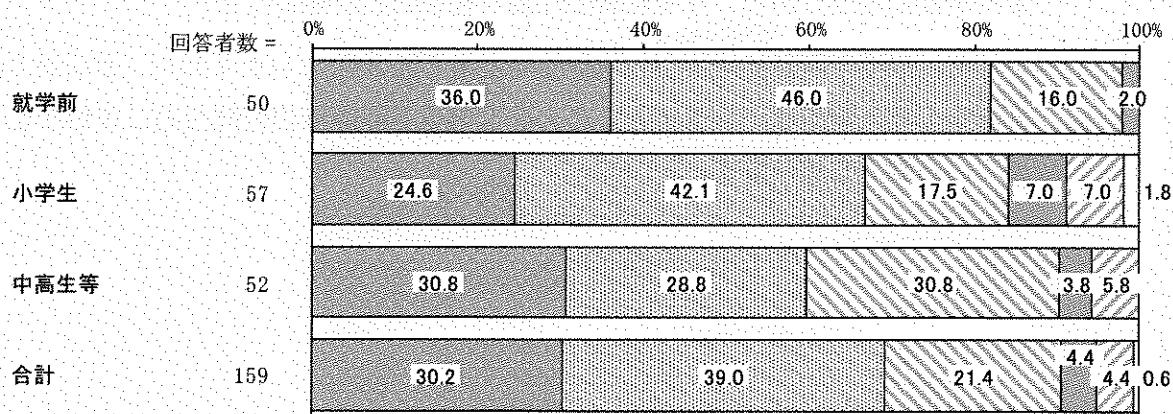
- ・保護者の幸福感について、全体では就学前、小学生で「幸せだと思う」の割合が最も高く、中高生等では「どちらかといえば幸せだと思う」の割合が最も高くなっています。
- ・「世帯収入0～300万円未満の世帯」では、就学前、小学生で「どちらかといえば幸せだと思う」の割合が最も高くなっています。中高生等では「幸せだと思う」と「どちらでもない」の割合が最も高くなっています。
- ・「ひとり親世帯」では、就学前で「幸せだと思う」の割合が最も高く、小学生、中高生等で「どちらかといえば幸せだと思う」の割合が最も高くなっています。
- ・全体で、「どちらかといえば幸せだと思わない」、「幸せだと思わない」の割合は、就学前、小学生、中高生等でいずれも少ない割合となっています。また、中高生等、小学生、就学前の順で割合が高くなっています。また、「どちらでもない」の割合も中高生等、小学生、就学前の順で高くなっています。
- ・「幸せだと思う」と「どちらからといえば幸せだと思う」の割合の合計では、全体と「世帯収入0～300万円未満の世帯」、「ひとり親世帯」とを比較すると、全体の合計割合の方が高くなっています。
- ・幸福感については、さまざまな要因により感じ方に差がありますが、世帯収入や世帯の状況によって影響が出る可能性があり、課題解決に向けたさまざまな支援につなげるよう努める必要があります。

<幸せだと思うか（保護者）>

ア. 全体



イ. 世帯収入0～300万円未満の世帯



ウ. ひとり親世帯

